

マイナンバーシンポジウム  
in 滋賀  
【議事録】

開催日時：平成24年7月7日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：40

会場 コラボしが21 3F「大会議室」

司会：本日はお忙しい中、こうして大勢の皆様にお運びをいただきまして、まことにありがとうございます。只今より「マイナンバーシンポジウムin滋賀」を開催いたします。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、京都新聞社の共催、全国地方新聞社連合会の後援により開催をいたします。

このシンポジウムでは、政府から番号制度についてお話するだけではなく、国民の皆様と政府の直接対話を通じて国民の皆様のご意見を伺い、番号制度づくりに生かしていくことを目的に開催いたします。本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと思います。

申しおくれましたが、本日司会を務めさせていただきます井上さゆ梨と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本シンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与から皆様にご挨拶を申し上げます。

#### (1) 主催者挨拶

峰崎：只今ご紹介いただきました、内閣官房参与をしております峰崎直樹でございます。

本日は7月7日ということで、七夕の日なのでありますが、「マイナンバーシンポジウムin滋賀」ということで、これでたしか全国で32カ所目になるわけでございます、3分の2が終わった程度でございます。国民の皆さん方に政府の考えているマイナンバー制度についてご報告を申し上げ、また、それに対する様々な角度から意見をいただきたい。そしてシンポジウムに参加をしたパネリストの皆さん方からも貴重な提言をいただいて、ぜひこの法案を国民の皆さんに理解していただきたいなと思っております。

現在、この法案は国会に提出されているわけでありまして。閣議決定したのが2月の14日でございますからやや5カ月近くたっていますが、残念ながらまだ法案の審議には入れておりません。ご存じのように、ようやく社会保障・税一体改革の3党協議がまとまりまして、そのほうは衆議院を通過したわけでありましてけれども、残念ながらまだこちらは審議をされておられません。

考えてみますと、国民の皆さんにこうして様々な意見をいただきたいと願っているわけでありまして、法案を出しておきながら、今さら意見を聞くとは何事だ、こういう意見もあろうかと思っております。その意味では、私たちは、法案ができたとしても、まだこれから与野党の協議が残っている。場合によっては修正しなければいけないということもいろいろ

と指摘を受けているところでございます。また、こうして皆さん方のご意見を伺う、あるいはパネリストの皆さんの指摘を受けたりしたことはすべて内閣官房のホームページを通じて明らかにしてきているわけでございます。その意味で、これから番号を実際上に動かしていく、その上では、法律だけではなくて政省令にゆだねなければいけないこともたくさん残っているわけでありまして、ぜひ今日は皆様のご意見を参考にさせていただきたいなと思っているところでございます。

ただ、残念なのは、政権交代をして番号制度を入れようじゃないか、税についても、社会保障についても、また様々な分野で番号を入れたほうが良いというご指摘を受けているわけでございます。そういう指摘を受けてきているわけでございますけれども、この制度についての認知度、国民の皆さん方がなかなか、やや2年近くにわたってこうして国民対話も繰り広げているわけでありまして、8割近くの方々はまだ内容をよく知らないという方がおられるわけでございます。ぜひこの認知度の向上に向けて、例えば私たちのホームページを開設しておりますけれども、ツイッターをやるとか、私たちも様々な努力をしているわけでございます。しかし、どうしてもいま一つ認知度が足りない。これらの向上に向けてさらに一層私たちも努力をしていきたいなと思っているところでございます。

今日は京都新聞社の共催をいただきまして、こうして滋賀の地で皆さん方の意見をお聞きすることができる、本当に貴重な機会を提供していただいたことを改めて感謝を申し上げまして、また、本日のシンポジウム、ぜひ最後まで皆さん方の熱心なご参加を心から祈念をいたしまして、私のほうからの挨拶を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

司会：峰崎内閣官房参与でした。

さて、本日のシンポジウムのプログラムをここでご紹介させていただきます。初めに15分間の政府からのご説明を行います。その後、30分間の特別講演を行います。10分間休憩を挟ませていただき、第2部のパネルディスカッションを行います。パネルディスカッション終了後はご来場の皆様との質疑応答・意見交換（「国民対話」）に入らせていただきます。なお、本日のシンポジウム、終了時刻は16時を予定しております。どうぞ最後までよろしくおつき合いいただきますようお願いいたします。

では、お待たせいたしました。番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官

房社会保障改革担当室、篠原俊博参事官よりさせていただきます。よろしく申し上げます。

## (2) 政府説明

篠原：只今ご紹介いただきました篠原でございます。

それでは、政府のマイナンバーについてのご説明をさせていただきます。お手元の資料でもございますが、「マイナンバー 社会保障・税番号制度～マイナンバー法案～」と書いたお手元の資料もご参照いただければと思います。

まず番号制度導入趣旨ということでございますけれども、ここに書いてございますように、番号制度は、複数の機関に存在いたします個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であると位置づけをいたしております。いわば自分が自分であるということの証明手段、それが今の日本の国民の方々に普遍的にあまねくそういったことを証明する手段がなかったということでございます。こういう証明手段を番号という形で導入することによりまして、この下に書いてございますけれども、理念として実現すべき社会を挙げておりますが、より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会、行政に過誤やむだのない社会、国民にとって利便性の高い社会、そして国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会、こういったものを目指していると考えております。

次のページでございますが、番号制度の仕組みを書いてございます。今回の番号制度は三つの要素から成り立つと考えております。1つが付番、番号をつけるということです。それから2番目に情報連携、番号をつけた情報を連携するというものでございます。3点目といたしまして本人確認と、付番をするにしても、情報連携をするにしても、本人を確認してやる、こういったものが番号制度の要素だと考えております。

このマイナンバー制度でございますけれども、この法案を2月に提出するまでにかかなり長い間検討してまいりました。民主党政権ができましたすぐの年末でございますけれども、2009年12月に平成22年度の税制改正大綱、ここで番号制度の導入につきまして言及がございまして、そこから検討を進めてまいったということでございます。したがって、2年半この検討は進めてきたということでございます。

それで、できました法案の名前が、ちょっとかたい名前でございますけれども、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」、いわゆるマイ

ナンバー法案と通称では呼んでいるものでございます。

1 ページ飛びますけれども、6 番のところで個人番号、マイナンバーについて書いてございます。今回の付番の対象者でございますが、現在、住基ネットによりまして住民票コードといったものが国民の方々に付与されております。したがって、この住民票コードが住民票に記載されておられます日本の国籍を有する方々が対象になると。それに加えて、実は来週の月曜日から外国人の方々も、この中長期の在留者の方々、あるいは特別永住者の方々も住民基本台帳制度に乗ってくるという制度が始まります。来年度はこの方々にも住民票コードが付されますので、こういった外国人の方々も対象になってくるということでございます。

それから、マイナンバーの指定というのは市町村長のほうで行うということになっております。そして、国民の皆様方には書面により通知をするということでございます。そして、一番下でございますけれども、マイナンバーでもし事故等、漏えい等が起こった場合、この場合には変更ができる、こういう仕組みでございます。

またちょっとページが飛びますが、8 番でございますが、番号制度で具体的に何ができるのかというのをここで説明してございます。よりきめ細やかな社会保障給付の実現ということで、いろんな申請をするときにこの番号を使うということでございます。また、次の所得把握の精度の向上等の実現ということで、税の場面でいろいろ確定申告とか源泉徴収とか、そういったときに番号をつけるということがございます。また、災害時の活用ということで、今回の東日本大震災でもそうでありますけれども、本人がなかなか確認できないといった事態が生じました。今後はこのマイナンバーを入れまして、それによって本人確認をよりスムーズにしていきたいと考えております。また、右側でございますけれども、マイ・ポータルという仕組みを今回作りまして、国民の方々がパソコン等を通じまして自分の情報、お知らせを役所から、あるいはほかの事業者から入手する、こういった手段を作ろうと思っております。また、右側の真ん中でございますけれども、事務・手続の簡素化ということで、国民の皆様方がいろいろ役所に行ったときに添付書類が要らなくなるとか、あるいはワンストップでサービスを受けられるとか、自宅できるとか、こういったことを目指してまいりたいと思っております。また、今、厚生労働省で検討しておりますけれども、医療、介護等のサービスにつきましてもこういったマイナンバー制度、あるいはマイナンバーにかわるような番号制度、こういったものを入れまして、同様に連携をすることによって国民の皆様方の利便性向上に役立てたいと考えております。

同じような内容でございますけれども、マイナンバーの利用範囲で法律で書いている内容でございます。年金分野、労働分野、福祉、医療、その他、そして税、そして防災分野ということで入れる予定でございます。一番下にちょっと青い字で、ちょっと見にくいですが、実は自治体の方々も条例で定めれば、その自治体独自の業務に社会保障、税、防災等に関する分野であればマイナンバーが利用できるという規定もございます。

ただ、こういった場合にやはり心配になりますのがプライバシーの問題でございます。10のところに書いておりますけれども、安心できる番号制度を構築いたしますためにマイナンバーを十分に保護するという仕組みを入れてございます。

左側の真ん中に書いてございますが、私ども、アンケートを国民の方々にとりましたら、やはり懸念すべき点といたしまして、このマイナンバーを入れることによって国家管理が進むんじゃないかといったことですか、意図しない個人情報の名寄せ、突合、追跡がされるんじゃないか、またそれによって財産その他経済的な被害が生じるのではないかと、こういったご心配がありました。

したがいまして、右側でございますけれども、制度上の保護措置ということで、今回マイナンバーの利用を本来の目的以外の利用は厳しく禁止をすることと、罰則も強化すること、そして下に書いてございますけれども、システム上の安全措置、この番号制度の分散管理、当然のことでございますけれども、それを初めといたしましていろんなシステム上の制御も入れていこうと考えております。

飛びまして14番のページでございます。これが今回番号制度で考えておりますシステムのイメージ図でございます。セキュリティに配慮した仕組みということで、見かけは複雑になっておりますけれども、国民の方が一番右上に書いてございますが、その方々はマイナンバーを持って各役所なりに手続に行くということでございます。役所のほうは、マイナンバーは実際の業務では使わずに、ほかの符号という暗号みたいなものを使いまして、それで連携をします。なぜかといいますと、マイナンバーというのは見える番号でございますから、確かに保護はしておりますけれども、それを使われる危険性は高いということで、また別の符号を使うようにいたしております。この符号を連携するという仕組みがここに書いてございます黄色の枠の情報提供ネットワークシステム、こういったものを構築するということでございまして、それに対して左側の個人番号情報保護委員会という委員会を設立いたしますので、そこで監視監督をすることでございます。

また、左上でございますが、国民の方々は、そういった自分の情報が何か悪い使い方

をしていないだろうか、こういうチェックもできるようになっております。この個人番号カードを使いまして、インターネット上でログインをいたしまして、マイ・ポータルを開いていただいて、そこで自分の情報のアクセス記録、情報提供の記録について見る事ができる、こういった仕組みも取り入れてございます。

今申し上げたマイ・ポータルでございますけれども、今お話しいたしました情報提供記録、アクセス記録の確認以外に、自分の情報、例えば社会保険料を幾ら払ったとか、税を幾ら払ったとか、そういった情報が表示できたり、それからワンストップサービス、役所のほうから、ここに申請情報を入力をすればすべてのところに行くというようなサービスですとか、あるいはプッシュ型サービスと言いまして、役所のほうから、あなたはこのサービスができるんじゃないですかということを紹介していただけるようなサービスも入れたいと思っております。今まで役所というのはどうしても申請主義でございまして、もしかすると、わかっていても、申請しないとやってくれないということがあったかもしれませんが、これからはプッシュ型サービスということで、役所のほうから働きかけをする、こういったものも取り入れたいと思っております。

それから、16番、個人番号カードでございます。今回の仕組みの中で重要な部分としてカードというものがございます。これは例えば、確定申告などでマイナンバー、自分の番号を記入するところがございます。そうすると、どうしてもそれを見る者がいるわけですね。そのためのカードということと、それから、ここにICチップを入れますので、これによってマイ・ポータルにログインして先ほどのようなサービスの提供を受けるということもございます。また、このICチップの中に認証手段というのが入っていますので、それで本当に本人であるかどうか、たとえ券面が偽造されていても、そういった中のICチップまで偽造できませんので、そこで偽造防止にもなるということでございます。また、個人番号カードにつきましては、この表面にマイナンバー、それから氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、顔写真つきということでふだんの身分証明にもお使いいただける。こういったものを2年半後の平成27年の1月から国民の皆様にお配りできるように準備してまいりたいと考えております。

それから、こういった制度を監視いたします個人番号情報保護委員会、今18番というところでなっておりますけれども、第三者機関を作ろうと思っております。これは私どもの中ではいわゆる三条委員会と言っております、非常に独立性の高い、公正取引委員会と同じ種類の強力な機関にしたいと思っております。委員の方々が常設でもおられまして、

いろいろな行政機関などがこのマイナンバーを使うときの監視監督、場合によっては立入検査、調査などとして勧告指導を行う、こういった強力な機関を作ろうと思っております。

あと、20番のところで罰則というので書いてございますけれども、今回罰則もかなり重くいたしております。例えばマイナンバーを利用する行政機関の職員等が正当な理由なくこのマイナンバー付きのファイルを提供したという行為には4年以下の懲役、200万円以下の罰金ということで、これは現行にある制度の2倍、そしてまた3倍ぐらいの罰則の重さということで今回新たに設けさせていただいております。

次の21番、法人番号ということで、今回個人に対する番号だけではなくて、法人にも番号が付されるということでございます。今、各役所において法人にそれぞれが番号をつけておりますけれども、必ずしも統一がされておりません。今回は日本においてその法人の番号も統一するというので、かなり行政コストの削減に役立つんじゃないかなと思っております。こちらの法人番号のほうはプライバシーの問題がほとんどございませんので、ホームページ上で検索を可能にするようにしたいと考えております。

こういった番号制度でございますが、これは人によってとらえ方が様々でして、非常に期待をされる方は、これで今税制にあると言われるトーゴーサンピン（10・5・3・1）ですとかクロヨン（9・6・4）ですとか、そういう不公平なものもこれで完全に是正されると考えておられる方もございます。ただ、そこはなかなか難しい、限界もございまして、現在、例えば現金でいろいろお店でお買い物をされるとか、そういったものは当然把握はできませんし、そういったこともありますと、すべてのものの収入や資産が把握できるという仕組みには今のところなっていないということでございます。まずマイナンバーの制度を入れまして、それから国民の方々のご意見もお伺いしながら、これでは足りない、もっとこんなふうにしたほうが良いということもご提言いただきながら精度の向上に努めていきたいと思っております。ただ、今の段階でも、今できていない各役所間でばらばらに持っていますもの、個人情報がつながるという意味でも非常に正確性は向上すると考えております。

最後に今後のスケジュールということでございます。今、通常国会に法案を出しております、先ほど峰崎参与からもご紹介をいただきましたけれども、これがこの通常国会で無事成立をいたしますれば、来年の1月から6月にかけて、先ほどご説明いたしました三条委員会、個人番号情報保護委員会が設置をされるということでございます。そして、2年後の秋に各国民の皆様方にマイナンバーを通知させていただくということになり

ます。また、法人にも法人番号が付されるということでございます。そして、2015年1月、今から2年半後から実際にこの個人番号の利用が開始されます。このときに個人番号カードも交付を始めたいと考えております。

そしてその1年後、今から約3年半後でございますが、実際に情報提供ネットワークシステムを使いまして情報連携をいたしまして、マイ・ポータルも運用開始をしたいと思っております。また、こういった制度の実際の運用を踏まえまして、マイナンバー法の施行後5年を目途といたしまして、所要の措置というか、今後の改正について考えてまいりたい、こういうスケジュールでございます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司会：篠原参事官でした。

それでは、お待たせいたしました。続いては、関西大学社会安全学部 大学院社会安全研究科教授、高野一彦様によります特別講演を始めさせていただきます。高野様、どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 特別講演

個人情報、プライバシー、それから営業秘密といった情報法学と、企業統治やコンプライアンスなどの企業法を専門に研究をしております。

大学での講義もさることながら、現在の我が国のプライバシー、個人情報保護法制というのは諸外国から比べて随分遅れていると指摘をされています。一説には30年ぐらいヨーロッパから遅れているんじゃないか、そういうことも言われているわけなんですけど、できる限り諸外国の制度を研究しまして、我が国の制度設計、こうしたらどうでしょうかという提言をしたりとか、企業に対してこういった情報管理をしていったらどうでしょうか、そういう提言を社会に対してやっている、そういうことでございます。

今日は、機会をいただきましたので、マイナンバー法が諸外国から比べて国際的な水準からしてプライバシーの保護のレベルは一体どうなんだろう、これを少し検証していきたいと思っております。その前に、前段階としまして、我が国には情報に関するこういった困った問題が随分あるんですと、そういうことを検証した上でそのプライバシー保護のレベルを検証していきたいと思っております。

これはここ10年ぐらいの間に情報にかかわるインシデント、情報流出事件、こういった

ものが起きているんだろうか、これを、主だったものですが、書き出しているものがございます。1999年には、この近くではございますが、宇治市の住民基本台帳データ、約22万人分が流出して売られてしまった、そういう事件が発生をしたということがございました。これは、住民基本台帳のデータベースを回収するS Eさん、アルバイトの大学院生が持ち去って売ったと、そのような事件がございました。最近ではソニーのプレイステーションネットワークから7,000万人を超える個人情報が出た、そのような大きな事件も出てきているわけです。

個人情報だけではございませんで、2007年にはデンソーさんという会社から、製図情報、設計図の情報が13万点、内部の技術者によって持ち出された、そのような事件も出てきております。ここで特徴的なのは、やはり内部の方が持ち去っている、そういった事件が割と多い、それが特徴として言えるかと思えます。

企業の中では、最近はどうも情報流出事件というのは随分発生頻度が高いリスクと認識をしております。例えば営業秘密、トレードシークレットですと、約35%の企業が過去に流出事件を起こしたことがあると回答しております。また、個人情報ですと、5,000人以上の大きな会社ですと、約18%の企業が過去に流出事件を起こしたことがあると回答しております。こういった情報が流出しますと、随分企業は大きな損失を被りまして、また社会的にもたたかれる、そういうことがございます。したがって、企業の中では今情報セキュリティというのは経営上の最重要マターの1つになってきている、そういうことが言えようかと思えます。ほかにも、最近、情報通信技術、ICTの発達に伴って様々な新しい課題が我が国の中で発現している、そういうことでございます。

これは1つ目は、行動ターゲティング広告と言いまして、インターネットのアクセスログ、アクセス履歴を集めまして、その人、パソコンを使っている人に最適な広告を提供する、そのようなマーケティング技術が発達をしてくれているということでございます。これは事業者が集めているのは、パソコンのユニークIDにひもづいた履歴を集めているのであって、これは個人特定情報を集めているわけではない。したがって、個人情報保護法の対象外である、そのような解釈が今されております。これは我が国の現行法では規制ができない。そういうことでございます。

それから最近では、グーグルという会社がありますが、60ぐらいのいろいろなサービスを随分提供しております。3月1日にプライバシーポリシーを改定しまして、それぞれ60ぐらいのサービスから集まってきた情報を統合管理しますというプライバシーポリシーを

公表しました。これは例えばグーグルの検索とかマップなんかもそうなんです、それ以外にも、例えば皆さんが持っているアンドロイド携帯、これもグーグルが提供しているソフトウェアですので、このアンドロイド携帯のログ情報なんかも一緒に統合管理をするということになるかと思えます。これについては、実はEUを初め各国のプライバシーコミッショナーが、プライバシーの侵害の可能性がある、リスクが高いんじゃないか、そういう懸念を一斉に表明している、そういう状況であったりします。

これはプライバシーコミッショナー、データ保護機関についてはこの後言及していきたいと思いますが、我が国は今これに類する機関というのはございません。このような民間部門の情報管理について、様々なインシデントがあったり、非常にファジーな分野ですので、どういうふうに統一的な解釈をしていけばいいのか、こういったものを統一的な見解を示して、なおかつ民間部門の情報管理について一定程度監視をしていく、そういった機関が我が国の中でも必要ではないか、そういう議論があるわけでございます。

さて、今まで民間部門の情報管理、情報インシデントについてお話をしてまいりましたが、翻って、公的機関、公的部門、行政機関はどうだろうかということでございます。これは総務省の調査ではございますが、行政機関等の情報インシデント、情報の流出事件とか滅失、毀損、そういったインシデントが随分あるということでございます。例えば平成22年度ですと、行政機関からの情報インシデントが498件あり、独立行政法人からは2,006件あった、そういう報告がございました。

例えば国際テロ情報が流出してしまいました。サードパーティールールに基づいて守秘義務を負ってもらっていた国際テロ情報が流出してしまった、そのような事件も起きているわけでございます。

それから、非常に大きな事件としましては、安倍政権のときに発覚をしました旧社会保険庁の消えた5,000万件の年金記録問題、こういったものもございました。一体誰からもらったか分からない年金、この宙に浮いた記録が5,000万件あったと。随分見つけてきたんだけど、最終的には一千万件余の記録は誰のものか分からない、そういった状況であったと思います。

それから、最近、二、三年ほど前ですが、100歳を超える高齢者が行方不明になっていると。年金をもらい続けているけれども、行方不明になって生きていけるかどうか分からない、そのような状況も問題視された。そういう事件もございました。

これは、旧社会保険庁の問題は個人情報、プライバシーの過小評価と評価することでも

きますし、100歳を超える高齢者の行方不明問題というのは、過剰反応というか、自治体の方々の意見では、個人情報保護法、個人情報保護条例があって、横の連携、つまり健康保険を使っているかどうか、そういった情報と連携がとれない、そのような意見もございましたが、過剰反応と言われる部分もございました。

したがって、民間部門のみならず、行政機関についても同様に情報管理を一定程度監視をしまして、また、プライバシーに対して過剰反応、過小反応をなくすような統一的な解釈を示すような機関が我が国でも必要ではないか、そういうことが言われているわけでございます。

翻ってみまして、我が国のみならず、国際的にはどうだろうか、そういうことでございます。1995年にEUデータ保護指令が採択をされ、1998年から発効しているということですが、この中で非常に重要な条文が第25条にございます。第三国が十分なレベルの保護を確保している場合に限り個人データを移転することができる、そういう条文があるわけでございます。これは逆に言いますと、第三国というのはEU以外の国のことを言いますが、EU及び欧州経済領域加盟国以外の国、第三国がプライバシーに関して十分なレベルの保護をしていなければ、個人データを送信できない。これをそれぞれの構成国の国内法として立法してくれと、そういう義務が課せられているわけですので、1998年までには概ね加盟国で同じレベルの法律が立法されている、そういう状況でございます。

この場合、第三国のプライバシーの保護のレベルが十分かどうか、その評価については、その当時国、その国がEU、欧州連合に対して十分性を評価してくれと申請を、まずいたします。そうすると、第29条委員会が十分性の評価をしまして、十分かどうかという評価をすることになっております。この十分性の評価というのは、実は評価の基準は公開をされているわけではございません。

我が国、日本はどうかといいますと、この十分性の評価をしてくれと申請をしておりません。したがって、EUからは我が国は十分かどうかという評価を受けていないということになりますが、もし申請をしたならばどうなるのだろうか、これを類推してみたいと思っております。これはちょっとコメントを掲載しておりましたが、2009年のブリュッセルで開かれたデータ保護会議の中のプレゼンテーションを抜粋しております。日本がEUにとって、EUから見て日本はどの程度のレベルなのか、これについてEUは、十分なレベルの保護を提供している国であるとは見ていないと明言をしているということでございます。

これによって実は企業は、今日も企業の方が随分いらっしやっていると思いますが、国際的に展開する企業にとっては随分活動の障壁になっているところがございます。例えば、日本の企業がEU加盟国または欧州経済領域3カ国の企業を買収したとします。そうすると、そこで働いている従業員の個人データですとか顧客データは原則として日本に送ることができないということになるわけです。これはせっかく買収をして同じグループになったにもかかわらず、別々に活動しなければいけない。随分大きな、実質的な経済障壁として働いているのではないかということなんですが、例外規定がございます、第26条に例外規定があるんですが、本人がいいよと言って同意をした場合ですとか、各国のプライバシーコミッショナーが認めた場合、それから、違う企業間であれば、欧州委員会の標準契約で契約をした場合、こういう場合には例外として送ることができるということになっております。しかし、送ることができるデータというのは一定の限られたデータになるということと、かなり手数がかかる、面倒くさいということがございます。これが経済活動における障壁として働いているのではないか、そういうことでございます。

一方、企業は随分過剰な情報管理についての対策と投資をこの数年間やってまいりました。これは企業がコンプライアンスとして遵守しなければいけないものは、個人情報に関して言いますと、個人情報保護法、それから個人情報保護法に基づいて各省庁がそれぞれにガイドラインを出しています。それらのガイドライン、それから、47都道府県、1,750市町村のそれぞれが持っています個人情報保護条例、さらにはプライバシーマークをとっていれば、JISQ15001、それからISMS、そういったものをすべてひっくるめて企業はこれを遵守する、そういう情報管理体制をこの数年間作ってまいりました。かなりの投資をしてきているはずですが。例えば、個人情報を取得したら、取得をしたときに明示をした利用目的を当該個人情報と一緒に管理をして、利用のところが違法性がないようにしていく、そういったデータベースの改修に随分大きなお金をかけてやってきた、そういう経緯がございます。さらに、個人情報保護法の中では従業員の監督という条文がありまして、従業員に対して定期的に個人情報の教育をするということを皆さんやってきているわけです。これだけ企業が努力して頑張ってきているにもかかわらず、EUからは十分なレベルの保護とは認められない、そのような状況が現在我が国にあるということでございます。

さて、EUから見て十分なレベルの保護というのはどの程度のものなのかということなんですが、これは先ほど申し上げましたとおり、その基準は公開をされておられません。したがって、類推するしかないんですが、1つ方法としては、EUデータ保護指令と我

が国の個人情報保護法の比較をしていくと。そこでどういう穴があるのかを見つけていく方法がございます。それからもう1つは、2000年にオーストラリアが修正プライバシー法をEUに対して十分性を評価してくれと申請をしました。これは十分じゃないという評価を受けました。このときの欧州委員会のコメントがございます。そこから類推して、一体どういう要件を満たせば十分と言えるのかということの評価をしていくということになるわけなんです。

これをまとめましたらこの表のようになるんですが、1つは、法律の対象が我が国の場合は5,000件未満の個人情報を持っている事業者を対象としていないという法律の構成になっています。これはオーストラリアも売上高で約1億円未満の小さい事業者は法律の対象にしていない。これをとらえてEUからは漏れているんじゃないか、そういう指摘があったわけです。ここも1つでございます。

それから、我が国の場合は個人を特定できる情報はすべて個人情報とします、これが法律、個人情報保護法の定義なんです。EU指令では、特別な種類のデータ、つまりセンシティブ性が高い情報、病歴ですとか性生活、支持政党、そういった情報については特別な扱いをすると、取り扱いを制限する、そういうふうに規定をされています。そこに1つ違いがございます。

それから、開示請求権ですが、これはどういうことかといいますと、我が国の場合は、皆さんが企業に対して私の持っている個人情報を開示してくれと開示を求めます。企業が嫌だよと言った場合に、皆さんが企業を出訴する、訴訟を起こすことはできない。出訴可能権として構成をしていないということなんです。EUデータ保護指令では出訴可能な権利として構成する、権利を主張できるようにする、ここが1つの違いがございます。

さらに、ここが一番今日のメインテーマになるんですが、監視機関があるかないかでございます。独立したデータの監視機関を作ること、これは民間のみならず、行政も干渉していく、こういった機関を作ることが1つの条件になっています。この中で非常に重要な条件としては独立性の条件、民間のみならず、行政も干渉していく。したがって、行政からもある程度独立をしていなければいけない。この独立性要件というのが随分重要だと評価をされているわけでございます。

さて、こうやって見てきますと、国際的なプライバシー保護のレベル、水準はこうであると。これをマイナンバー法で一体どうだろうかということを見ていきたいと思えます。

マイナンバー法は、皆さんご存じのとおり、先ほどもご説明がありましたとおり、現

在、衆議院の内閣委員会で審議をされているというか、これからしていく、そういう状況に今置かれているということでございます。これは立法の前の段階で個人情報保護ワーキンググループという、個人情報をどう保護していく、プライバシーをどう保護していくのか検討して法案の中に入りたい、そういう提言をするワーキンググループが動いておりまして、その提言がある程度今の法案に入っているという流れで立法がされているということでございます。その後、昨年4月には社会保障・税番号要綱というのが出まして、2カ月後の6月にこれが大綱として公開をされた。その後法案が今国会に付議されている、そういう状況になっているわけでございます。

監視機関について、先ほどもご説明がありましたとおり、内閣総理大臣のもとに三条委員会、国家行政組織法の3条に規定された三条委員会として設置をすることが規定されておりました。昨年4月に社会保障・税番号要綱、この中で監視機関を設立するというのが明記されておりました。その中では、国家行政組織法第3条に規定する委員会等の形態により、そういう明文で規定がございました。これはご存じのとおり、三条委員会というのはかなり独立性が高うございまして、例えば事故調査委員会もそうですし、国家公安委員会もそうですし、非常に独立性が高い機関として作ることができる、そういうものでございます。一方で八条委員会、国家行政組織法8条の委員会もございまして。どちらになるのかによって随分独立性が違ってくるということでございます。8条になりますと、当該省庁の下について諮問をする、そういう性格になってきまして随分独立性が落ちてくる、そういうところがございまして。

去年の4月の要綱の段階では国家行政組織法三条委員会等としてと書かれていたもので随分安心したんですが、その後6月に大綱が出ましたときにここを見てもその文章が抜けておりまして、あれっという感覚を当時持ちました。もしかしたら、これは八条になる可能性もあるかもしれない。そうすると、随分独立性としては弱いんじゃないか、そういう感覚も持ちました。6月17日に内閣官房の方と議論するチャンスもございましたので、これはやっぱり3条じゃなければだめなんじゃないでしょうか、そういう意見も申し上げてきたところでございます。今回法案として国会に付議されている番号法、マイナンバー法ですが、三条委員会としてということで規定をされております。ここは随分安心したところでございます。

三条委員会として、民間のみならず、公的機関についても監視をしていくということでございます。随分強い権限を持っています。指導、助言のみならず、立入調査権も規定を

している、そういうことをございます。これはやはり独立性があって、さらに実効性を担保して法の実効性は担保できているんじゃないか、そういう感覚を持っております。

この委員会が立ち上がりまして、これは対象がマイナンバーに係る情報のみになっておりますので、すべての個人情報、プライバシー情報ではないんですが、この情報について統一的な見解を示すこともできます。したがって、今までの過剰反応、過小反応というものもある程度少なくなってきた、利用と保護のバランスがとれた社会ができるんじゃないか、マイナンバーに係る情報に限ってですが、そういう感覚を持っているところをございます。例えばセンシティブ性が高いような情報についてはかっちりした保護が、さらにそうでないものについては利活用ができる、そのような社会に少しずつ変わっていく、その第1段階になるんじゃないか、そういう評価をしております。

それからPIA、プライバシー・インパクト・アセスメントと言いますが、これはどういうものかといいますと、この法案の中では特定個人情報保護評価と書かれています。これは随分諸外国でやられている、例えばカナダとかアメリカ、オーストラリアなどではやられているんですが、例えば情報システムを作るときに、設計の段階でプライバシーに配慮した設計がなされているのか、一旦これを評価します。これは先ほどの委員会で評価、承認をいたします。その上で作って、さらに検査をする、そういうことをございます。従いまして、これは諸外国では随分有効に活用されておりました、後でちょっとご紹介しますが、昨年、カナダに公務出張で視察に行っていました。インフォメーション・アンド・プライバシー・コミッショナーが情報システムを作る前の段階で評価をし、作っている途中でも相談に乗って、さらに作った後に検査をする、そういうことを二人三脚でやっていくということをございました。

それから罰則です。企業にとっては随分今使い勝手が悪い。情報を保有している企業、先ほども随分情報の流出事件があるとお話ししましたが、情報を持ち出してもなかなか対応する法律がないというのが現在の我が国の状況をございます。例えば個人情報、顧客情報を内部者が持ち去りました。そういった場合に使える法律というのが、今、不正競争防止法の営業秘密の不正取得、もしくは刑事罰、営業秘密侵害罪を使ってということになってきますが、我が国の場合は営業秘密の定義が非常に厳しゅうございまして、過去81件あった判例の中では、これは営業秘密です、この不正に取得した人が持ち去ったのは営業秘密なんですと裁判の中で認められた例はわずか30%ぐらいしかない。つまり70%は訴えた企業が負けている、そのような状況に今あるわけです。

したがいまして、ある程度これは個人情報保護法の中で不正に持っていった人を処罰するような条文を入れるべきではないか、そういう議論も随分ございました。2006年にはそういう議論も当時の政府の中でされていたということなのですが、今回マイナンバー法の中ではこの刑事罰が入ったということでございます。これは1つの進歩ではないかと思えます。例えばイギリスでは、1998年に改正されましたデータ保護法の中で個人データを違法な取得をした人は刑事罰になる、そういう条文が入っているということでございます。

このように見ていきますと、独立監視機関の独立性が非常に高い。それからPIA、プライバシー影響評価をやっていくということ、それから刑事罰が情報の不正取得者に対して入っている。さらに、説明は省きますが、マイ・ポータルによって、自分の特定個人情報のアクセス履歴なんかを自分で確認できる、そういう制度を入れていくということからしますと、マイナンバー法におけるプライバシー保護の制度というのは国際的にもある程度通用するような制度設計になっているのではないかと思います。

ただ、今後幾つかの課題があるんじゃないかと考えています。1つは、いわゆる独立監視機関、個人番号情報保護委員会、この制度設計をどうしていくのかによって随分変わってくるだろうと思えます。委員の方々の人数とか任期とかは決まっていますが、その下に一体何人の働ける人たちが配置されるのか、どういう組織にしていくのかとか、そういった具体的な制度設計によって随分違ってくるということが1つと、カナダでも指摘をされていましたが、委員会としてうまくいっている委員会とうまくいっていない委員会、カナダには7つの委員会があります。プライバシーコミッショナー以外にも7つの委員会があるんですが、うまくいっている委員会とうまくいっていない委員会があると評価をされています。プライバシーコミッショナーは随分うまくいっているんじゃないかと評価をされていましたが、例えば人権委員会ですと、特定の人の保護に偏り過ぎているんじゃないかとか、そういった評価も中にはできているわけです。一体この委員長をどういうふうを選んでいくのか、選定の方法ですとか人選も大きなこれからの課題になってくるんじゃないかと思えます。

さらに、マイナンバーに係る個人情報だけではなくて、すべての個人情報、プライバシー、オールジャパン、全体のプライバシー保護に関する法制度をこれから我が国として真剣に考えていく、そういった時期に来ているのではないかと思うところでございます。

最後になりましたが、昨年、カナダ・オンタリオ州のインフォメーション・プライバシ

ー・コミッショナー・オフィスを訪ねてきました。我が国の先輩として、こういった第三者機関、独立監視機関を作っていけばいいのか、そういった意見交換をしてみいました。ここは有名なAnn Cavoukian博士がコミッショナーとして活躍しているのですが、その下に2人アシスタントコミッショナーがいます。1人はプライバシー、1人は情報公開、アクセスというのは情報公開です。これはインフォメーション・プライバシー・コミッショナーというのは、インフォメーションのほうは情報公開です。政府の情報公開が適法に行われているのかどうかを監視する、そういう機能を持っている。プライバシー、官民両方のプライバシー保護が十分なのか、これを監視していく機関として作られているということでございます。これはIPCと言いますが、随分市民から信頼をされているという状況で運用されているようでした。随分独立性を担保するような運用をしておりました。

これは下にイギリスのインフォメーションコミッショナーの制度をちょっと紹介しておりますが、人員は、インフォメーションコミッショナーの下に327人の人員がいて、ほぼ独自に採用している、そのようなことでございます。また場所も、ロンドンから随分離れた、電車で2時間ほどのウイلمズローというところにコミッショナーオフィスがありまして、場所的にも政府から独立したところにある。できるだけ独立性を担保するような努力をしている、そのようなことございました。

ちなみに、カナダのオンタリオ州のIPC、インフォメーション・プライバシー・コミッショナー・オフィスは140名のスタッフで、年間14億円の予算で動いています。半分が情報公開が適正に行われているかどうかを監視しています。その半分、約70名ぐらいですが、プライバシーの監視をしている、そのような構成でございました。

我が国のこれからの制度設計の示唆の1つになればいいかと考えております。

どうもご清聴ありがとうございました。

司会：高野様、ありがとうございました。

それでは、この時間、ここで10分間休憩をとらせていただきます。この後のスタートは時刻2時40分からスタートさせていただきます。お手洗いなどの休憩にさせていただきます。

[ 休 憩 ]

司会：それでは、皆様、お待たせいたしました。只今よりパネルディスカッションを始めさせていただきます。それでは、まずはパネリストの皆様にご挨拶に申し上げます。どうぞ。プロフィールにつきましては、皆様お手元の登壇者プロフィールをごらんいただければと存じます。

それでは、私からご紹介をさせていただきます。

先ほども特別講演をいただきました関西大学社会安全学部、大学院社会安全研究科教授、高野一彦様。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員、豊永康雄様。

近畿大学世界経済研究所専任講師、関西社会経済研究所（現アジア太平洋研究所）元研究員、鈴木善充様。

近畿税理士会調査研究部副部長 松田昭久様。

番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。

内閣官房社会保障改革担当室、篠原俊博参事官。

そしてコーディネーターは京都新聞社、桑原毅論説委員長です。

それでは、桑原論説委員長、よろしく申し上げます。

#### （４）パネルディスカッション

桑原：只今ご紹介いただきました桑原でございます。本日は、このパネル討論、ディスカッションの進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、皆さん、前半部分で、制度のあらましでありますとか少し制度設計への注文とかお話がありました。このパネル討論では、今なぜ番号制度、マイナンバーが必要なのか、いわば我々生活者、国民の立場からその利点とか欠点といいますかデメリット、その辺がわかるようなお話に持っていきたいというふうな感じを持っています。こうした視点で進めさせていただきます。

まずこの討論では、先ほど発言のなかったお三人の方からそれぞれのお立場から発言を頂戴したいと思います。最初に、鈴木様、よろしくお願いいたします。

鈴木：近畿大学の鈴木でございます。今回マイナンバー制度シンポジウムということで、私としては、どちらかといいますと、番号制度そのものについては、一応は賛成の立場に

立っております。今日来られているそれぞれの先生方、反対の先生、どちらかというとは反対側のスタンスの先生もおられると思いますし、賛成のお立場の人もおられるかと思うんです。

1つですけれども、マイナンバー導入ということで今話をしているわけなんですけれども、特に消費税増税と、今話が出ているわけでありまして、私は専門が経済学の中でも財政学を専門としまして、特に税の分野を中心として研究してきまして、消費税増税の対応ということで、私も研究したんですけれども、給付つき税額控除というものを導入しようじゃないかと。これは消費税にまつわる逆進性の緩和、いわゆる低所得者層にとっては消費税の増税というのはやはり税負担率としては厳しいと思います。

この給付つき税額控除をそれに対応させる対策案として導入すると。それにはやはり所得の把握が必要ですよということで、民主党政権、現政権がやろうとしているのはカナダ型の給付つき税額控除だと思うんです。いわゆるGST控除というようなことでして、所得はカナダでは申告制ということで、源泉徴収ではなくて申告制だということで、このときに、いわゆる年金所得の方とかストックの所得が高い人、フローの所得は少ないんだけど、ストックからの所得はありますよというような方へどういうふうに対応したらいいのかとか、いろんなことがあって、その給付つき税額控除を入れるにはやはりマイナンバー制度が必要ですよねというような話があると。この消費税の増税の対応策としてマイナンバー制度導入が議論されている感じがしているわけなんです。

マイナンバー制度ですけれども、実は期待している部分が私としてはありまして、これは社会保障、税の一体改革というものが、特に今回増税という部分が大きくクローズアップされているんですけれども、野田首相もさらなる社会保障の改革は進めていかなければならないとおっしゃっているんですけれども、この社会保障、税の一体改革をさらなる推進をしていくためにも、社会的なインフラのためにマイナンバー制度を導入したほうがいいんじゃないかなと思っています。

それは、現在、ここに書いているんですけれども、日本が抱えている問題、若年層の高い失業率であるとか、あるいは貧困の問題、あるいは子育て、年金、医療、介護というようなこと、あるいは、特に先ほどありましたように税の問題ですね。こうなると、いろいろな問題があると思うんですね。その中で省庁をまたぐような制度設計、統合したような制度設計が必要なんじゃないか。そのためにはやはり統一の番号制度というものが必要になってくるんじゃないかなと思っています。

また、現在、社会保障の問題としては、受益と負担の問題がやはり大きな問題で、若年層は、またこれから生れてくる人たちにとっては受益と負担が現在世代と過去の世代と大きなギャップがあるというところで、これを明確化していくということについては、社会保障個人勘定、これは小泉内閣のときにでも話が出ているようでして、こういうものを導入していく必要があるだろう。そのときにやはり番号制度というものが必要ですねということです。

もう1つ期待したい部分は、私は、関西社会経済研究所、現在アジア太平洋研究所というところにいたんですけれども、2010年に韓国にヒアリングに行ってきたして、韓国というのは国連の評価で、行政の効率性、電子政府ですね。ランキング1位と評価されていて、また日本は18位というふうな評価を2010年にされているんですけれども、やはり行政のスリム化に非常に役立つんじゃないか。特に地方の部分ですね。地方政府のところの行政の効率化には役に立つんじゃないか。

韓国では、電子化を推進することで、行政効率化、スリム化で公務員約9,000人ぐらい削減することができていると。政府の経済規模も日本と違いますので、人口も違いますから、日本でこれが適用されたならば、3万人ぐらい削減することができるんじゃないかというふうな形で報告書にはまとめられているわけです。やはり行政に対する受け手側の利便性が向上されるということで韓国では国民から支持を受けていますよというようなことが言われているということです。

しかし、韓国というのは生まれたときから番号が振られているわけですし、医療、教育、もちろん税とか犯罪というようなことまでも1つの統一番号でまとめられていくわけですから、やはりここにおられる方も非常に懸念されていると思うんですけれども、コストとベネフィット、これは社会的な問題でして、これがどっちがいいか。ベネフィットのほうが高ければやればいいし、プライバシーの問題も含めて社会的なコストがどれぐらいかかるのかというものも考えていかないとだめだと。

やはりこういうシンポジウムをやっていくのは非常に重要なことだと思っていて、国民が、何がどうなって、どこまでオンライン化されているのかというのを非常に認識する必要があるんじゃないかなと思うわけです。特に今回医療の分野についてはどうなっているのかというところ、今後番号制度が発展して行って、医療については健康の問題ですので、やはり非常にプライバシーの問題が関わってくると。政府の側にどこまで知ってほしいか、これは非常に重要な問題ではないかなと思っています。1つは政府への信頼の問

題です。かつて社会保険庁にあったような、だれだれの女優の履歴をこそっと見ているとか、そのようなずさんな問題があったわけでした、非常に政府の信頼というものが揺らいでしまっただけでこの制度そのものが国民の理解を得られないだろう。

これは発展的な問題ですけれども、民間の利用ですね。民間がどこぐらいまで利用するのか。僕は制限するべきところは制限しなければならないと思っただけで、現在、社会保障と税の一体改革の中でナンバー制度導入かと言っているところですが、急にざっと統一の番号で何でもできますよというようなことはやめて、急にやるということはやめて徐々にやればいんじゃないかなとは思っています。その最終地点では民間利用をどこまで認めるかというところまでやっていけばいんじゃないかなとは思っています。

以上です。

桑原：ありがとうございました。経済をご研究の立場から税金というお話も出ました。

続きまして、税金のプロといいますか、税理士のお立場から松田様、よろしく願いいたします。

松田：只今ご紹介いただきました松田でございます。私は実は近畿税理士会におきまして調査研究部という場所におきまして、そこでは毎年税制改正が行われているわけですが、納税者の目線から税制改正の要望を、税理士会を通じて建議という形で毎年勉強させていただいている部署でございます。この番号制度につきましても、税理士会のスタンスといいますか、賛成か反対かといえば、条件つきでは賛成というところでございます。資料のほうを後から見ながら、すべてがすべて賛成ではないというところをまずご理解いただきたいと思っております。

ちょっと資料のほうも今日はたくさん持ってまいりましたので結構ボリュームが多いわけですが、まず総論といたしましては4つの内容でございますし、各論としましてあと5つ足しまして、合計9つのお話を5分以内でしなさいということですので、なるべく時間延長のないようにお話をさせていただきたいと思っております。

まず、この番号制度の導入につきましても、当然のごとく国民の利便に資することを念頭に置いていただきたいというところでございます。あくまでも番号制度というのは、我々国民が将来にわたって安定した生活を送っていただけるような1つの道具だと思っておりますので、それを公平に運用していただいて、あと行政を効率化してスリムにしてい

ただくと、まず1点目がそういったことでございます。

それと1点目は、この番号制度を導入することによって、課税当局が各個人の所得を計算して、税額は幾らですよ、そういう通知をするのではなく、今までどおり、いわば納税者個人の方がみずからの所得を把握して税金を計算する、我々税理士はそれのお手伝いをしているというのが現状でございますので、そういった国民、国家の基本というところは必ず守っていただきたいというところでございます。

それと、番号を利用できる分野、利用するとなると際限なく、先ほど先生からお話もありましたけれども、教育とか、軍歴ですか、そういった韓国のようにやってしまうと非常に混乱してしまうんじゃないかというところを懸念しております、スタート時点では、まず税務分野と社会保障、特に現金給付のみを始めていただいて、当然運用した結果、いろんな問題点が多数出てこようかと思っておりますので、そこで検証をしっかりとさせていただきまして次のステップに移っていただきたいと願っております。

次でございますが、目的外利用はしないことということで、特にアメリカなんかでは民-民の利用ということで、誕生日には非常にたくさんのダイレクトメールが届いたりすると、そういったことも聞いておるわけでございますが、あくまで現行の法定調書の範囲でスタートしていただくといったところを考えております。

次に、番号には新たな番号を利用していただくというところでございますが、一からその番号を作成なりするとなると非常にコストがかかってしまうといったところで、現在の住民票コードをベースとして、それに例えば何けたかを加えていただくというようなことが合理的な選択肢ではないかと考えております。

それと、さきに関西大学の高野教授がおっしゃっていたように、第三者機関を必ず設置していただきまして、あと罰則の強化であるとか目的外利用の制限をしっかりとやっていただくというところであります。

次に、付番対象を追加することということで、現状では税制改正の大綱で上がっているところでは、日本国籍を有する人であるとか日本国内に住所がある方といったようなことでございますが、ただ、日本に住所はないけれども、日本に何らかの財産があつて、そこから所得が発生している方というのもやはりいらっしゃるわけでございますので、そういった非居住者の方であるとか、あと外国の法人の組織の方についても、国内に財産を有している限り番号をつけていただきたい、そう考えております。それによって当然課税の公平性の確保が図られるといったところでございます。

あと6番目といたしましては、税務手続の効率化を図る。もちろん、この番号制度を入れることによって、特に国税であるとか地方税については常に同じような手続をしないとイケないというところもございますし、あと資産関係、金融資産であるとか固定資産についても資産の把握が非常に難しい。例えば同じ市町村であるとかいったような場合には名寄せができるわけですが、それが離れてしまうと非常に困難であるというところがございます。

あと最後に、税務関連資料につきましても、非常に大量な資料が特に金融機関を通じて出されているわけですが、それを税務当局がいちいち突合せするというのは非常に大変な作業でございますので、番号をつけることによって自動的にマッチングが行われるというところであります。

あと7つ目でありますが、ICカードにつきましては番号を例外なく記載していただきたいというところと、あと最初のほうのお話でマイ・ポータルにつきましては、法人もマイ・ポータルを設けていただいて、そこにいろんな税務情報であるとか社会保険の情報などを入れていただきたいと。それが非常に法人についても利便性の向上が図られると考えております。

それと8つ目ですが、中小企業の事務負担に配慮していただくということで、番号の取扱業者については、マイナンバー法案では多くの中小企業も含まれるといったところがございますので、この番号の取り扱いにつきましては、利便性と安全性、どちらをてんびんにかけるのかというところもございまして、それぞれ事務負担の配慮であるとか、セキュリティとのバランスを図っていただきたいというところであります。

最後に、税理士の立場を明確にすることということで、現在でも税務書類の作成であるとか代理送信につきましては、税理士資格のない人についてはこれを排除してきているわけですが、この番号制度を導入することによって納税者の情報についてはマイ・ポータル上での閲覧ができるといったところを、税務代理を行う税理士についてはぜひ閲覧できるようにしていただきたいというところですが、ただ、税務情報に関係のない医療情報のうち、例えば病歴であるとか、そういったところは当然閲覧ができないように、使う人によって制限がかかるようなシステムにしていきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

桑原：ありがとうございました。主に税金を払う立場から見たマイナンバーへのご注文と

いうのはかなりあったようです。

続きまして、このマイナンバーなんですけれども、実は個人情報が出るとかプライバシーの問題とか、そういう慎重意見が常に聞かれます。そういった意味で弁護士の豊永さんからお願いいたします。

豊永：今ご紹介にあずかりました弁護士の豊永と申します。

弁護士会は、基本的に国民1人1人に番号をつける税・社会保障共通番号制の導入には反対しております。大きな理由は、先ほどお話がありましたように、プライバシー保護上の懸念が大きいというところがございます。

5分しか時間がないものですから手短にお話しさせていただきます。

プライバシーについてなんですけれども、まず、もう皆さんもプライバシーが大切な権利だということは十分お分かりになっていると思いますが、実際にこういうプライバシーというのが、プライバシーとは何かという問題について、例えば法律家が何か確たる見解があるかという、実はそこまでも至っていないというのが司法の現状でございます。昭和39年に三島由紀夫の有名な「宴のあと」事件というのがございまして、これが実は我が国のプライバシー判例の嚆矢<sup>こうし</sup>というのか、リーディングケースと言われているんですけれども、実は昭和39年のこの時点でこれだけの判決が出たというのは非常に、多分諸外国と比べてもかなり先進的ではないかなとは思いますが、実際にはその後、最高裁判所ではプライバシーという言葉を全く使わなくて、明確な定義も与えようとしなかったという実情がございます。実際にプライバシーという言葉が最高裁の判決で使われたのは平成7年の判決に至ってからなんです。その間、要するに数十年の空白、最高裁判所の沈黙の期間がある。もっとも、これに関連した判例が全くなかったというわけではありません。ただ、かなり最高裁判所のほうでも及び腰であった。この点は皆さんもよくご理解いただきたいと思います。

それはどうしてかという、別にプライバシーが大切でなかったからということではなくて、大切だからこそその定義が非常に難しかったんだというのはご理解いただけらなと思います。とりわけ、要するに昭和39年、その後は、我が国もそうですし、世界的にやはり高度情報化社会に向かっていきます。正直言って、のぞき見とかそういう事例だったら非常に分かりやすいんですけれども、わざわざのぞき見しなくても、技術の力でのぞき見同様のことができてしまうような時代にもはやなっている。例えばクレジットカードの

購入履歴を見れば、その人の私生活がある程度確定できてしまうんですね。

去年、カレログというスマートフォンのアプリが話題になったりしました。彼氏の携帯端末で彼氏の位置とか通話履歴を監視することができる。結局あのカレログというのはその後バッシングを受けて、たしかやめてしまったのではないかなと思いますけれども、これほどに情報のデジタル化、集積化は進んでいる。つまり、他人から非常にのぞかれやすくなっている。それが高度情報化社会の便利さの反面、暗い部分であると。それを今回来た方々にはよくご理解いただきたいなど。

実はこの点については興味のある方は、ジェフリー・ディーバーというアメリカのミステリー作家がいるんです。この方が「ソウル・コレクター」という本を出版しております、ミステリーなんですけれども、アメリカの情報化社会の問題をよく取材しております。小説ですので当然デフォルメしている点がありますが、もしこの情報化社会の恐ろしい点、怖い点を知りたいな、勉強したいなという方はぜひ一度お読みになられたらいいかと思えます。

また、例えばドラマとかでも「24」というアメリカのテレビドラマをご存じかもしれませんが、アメリカのドラマも、かなりデフォルメもしていますけれども、例えばあれでよく本部が出てきますけれども、本部でもパソコンをパンパンパンとたたくと、テロリストの位置とかそういうのが自動的にわかるような情景があります。あれはどこまで本当かどうか分かりませんが、ただ、そんなにSFチックな話でもない。むしろそういうものが現実化しつつあるというのは皆さんにも十分に理解しておいていただきたいなど。

それで、まず1、プライバシーについての結論なんですけれども、高度情報化社会、今のこの現代社会においてプライバシーをどのように守るべきかという答えはまだ見つかっていないと、その点は皆さんに十分ご理解いただきたいなど。これはいわゆる土地とか、例えばお金とか、ああいう単純な財産権とは違って非常に難しい問題であるという点はまずもって皆さんにご理解いただきたいなどと思えます。

次、今回の共通番号制度なんですけれども、番号制度というのは何かということについて、一言で申し上げますと、番号制度というのは、政府が国民のプライバシー情報をどのように管理するんですか、そういう問題だとご理解いただけたらわかりやすいんじゃないかと思えます。

情報の管理のモデルとしましては、非常に単純化しますと、ここにも書いていますけれども、一元管理モデル、スウェーデンのように、全部共通の番号をつけて、それに名寄せ

する。先ほどのご紹介の中にあつた、多分韓国なんかもそれに近いかもしれません。では、日本の場合は今までどうだったのかというと、その下の分散管理モデルと言うべきもので、従来の日本は各制度ごとに番号があつて、制度間の情報については基本的には名寄せしないというのが1つの大原則としてあつたわけです。実は日弁連では、大体今から10年前、2002年の10月11日に自己情報コントロール権を情報主権として確立するための宣言というのを出してあります。その中で、今まで日本がやってきた分散管理をもっと意識的に進めようじゃないか、そういう宣言を出している。ところが、今回の共通番号制度はこのもともとの従来の日本の制度、分散管理モデルからの大きな転換であることは多分間違いないと思います。

つまり、共通番号制度というのは、我々の情報を政府がどう管理するのかについて非常に大きな意味合いを持っている制度だと、その点は賛成するにしても反対するにしても、皆さんの意識として強く持っていたきたいというのが今回私が訴えたいことの大きなテーマの1つでございます。

それで、共通番号制度への疑問ということでもあります。1つは、この共通番号制度というのは一元管理モデルに向かつてしまうんじゃないの、そういう大きな心配がございます。この点については最高裁の住基ネット判決というのがございまして、これの読み方もいろいろあるかと思うんですが、最高裁のほうでは基本的に一元管理、個人情報あるいはプライバシー情報の一元管理はだめですよというような判決を出しています。政府も基本的にそういう解釈に従っております。そういう意味では、今回の共通番号制度の大綱、去年出ている、要は法案を作るもとになる大枠を決めた文書があるんですけども、最高裁の判決を意識して、一元管理のモデルではなくてもうちょっと中間のモデルを目指しているようにも見えるんですが、実は法案を読んだだけではよく分からないということがございまして、そこについては、弁護士会その他、私なんかも非常に大きな憂慮、懸念を抱いております。

あともう1つ大きいのは、この制度の基盤、中心には情報連携基盤という中央システムがあるんですけども、これをどこが管理するのかというのも非常に大きな問題で、実はそれはどうも総務省が管理することになるらしいんですが、実は総務省というのはもともと住基ネットも所管しているところがございますので、そういうことをすると、なおさらやっぱり一元管理のモデルに近づいていってしまうのではないかと、あるいは一元管理そのものではないか、そういう疑念を抱いているということです。はっきりしていることは、

今回の制度導入で今までの分散モデルから大きく脱皮して何らかの形で一元管理に近づいていくだろうと、そのことは間違いないんじゃないかなと思います。

では、そういうところでプライバシーが十分に守られるのか。先ほど申しましたように、プライバシーとは何ぞやという問題自体が司法でも本当に難しい問題なんです。最高裁なんかむしろその解決について及び腰の状態、そういう意味では、プライバシーの定義すらはっきりしていないのに絶対に安全というのはいり得ないんだと、それは皆さんのほうでもご理解をいただいたらいいと思います。要するに核分裂反応の実証的な知識もないのに原子炉を安全だ安全だと言うようなもので、これはプライバシーについては安全ですと言われても、やっぱりそういうもともとのプライバシーとは何かという問題自体が難しい問題を含んでいるんだから、そう簡単に安全だと言われて、はい、そうですかと言える問題ではない。これはご理解いただきたい。

あともう一つ、アクセス記録の確認とか第三者機関の話があります。ただ、これが実際に個人情報の保護に実効性があるのか。大体よく政府というのは、何かやったときに問題があれば、第三者機関を作ります。作るんですけれども、実際に第三者機関が有効に機能した例があるのかどうか。これは去年起きた大きな事故でも皆さん何となく薄々感じていることではないかなと思います。とすると、それだったらもともと番号制そのものを作らないほうがより安全じゃないの、そういう議論になってくるわけです。

ただ、高野先生の先ほどのお話の中にありましたが、要するに第三者機関自体は弁護士会や私なんか必要だと思います。ただ、それは番号制にかかわる第三者機関という限定をしたら全く意味がなくて、個人情報全体についての第三者機関を作る、これは私なんかぜひ政府には進めて行っていただきたいなと思っているところでございます。

では、プライバシーにも問題がある可能性があるというのに実際現在の分散管理をやめるだけの必要があるのかどうかということです。コストの点に関して言いますと、大体最大で6,100億円かかるんじゃないかというような話もされています。ただ、これはもっと安くて済むんだとかいろいろな話があるんですが、実はちゃんとしたデータがいまだに出されていない。だから、実際幾らかかるのかどうかわからない。だけれども、多分数千億円規模ではかかるんじゃないかなと思いますので、実際にそれだけの価値がある制度なんですかというのは皆さんもよくよく考えなければいけない。

ちなみに、この6,000億円というのは初期投資の金額ですから、ランニングコストも当然かかりますので。ちなみに、今、住基ネットの運用コストは年間140億円と言われてい

ます。住基ネットが実際に皆さんにとってどれだけプラスになったかどうか、その検証はなかなか難しいところではありますが、例えば住基カードの発行率、2009年末でどのくらいかといったら約3.5%しかないんです。そういった、要するに導入はしてみたものの、皆さん使うのかどうか、高い税金を払う必要があるのかどうか、そこはやっぱり皆さんによく考えていただきたいなと思います。

では、共通番号制度を利用してどんなメリットがあるのだろうか。今まで実はいろんなことを言われていまして、今日もお話の中に出ていたと思いますけれども、もともとは給付付き税額控除制度とか所得比例年金制度とか、そういった社会政策を前面に押し出しておりました。ところが、実は先ほど申し上げた大綱ではいつの間にか消えてしまっている。番号制だけは導入しようという話になっている。大綱では、社会保障に関連して、総合合算制度とか高額医療・高額介護合算制度とか、そういった制度も導入したらいいんじゃないかということ指摘はされているんです。ただ、実際その中身そのものは全く十分な説明をされていなくて、今の段階では絵にかいた餅としか言いようがございませんので、むしろ番号制を導入するという話の前に、それでどういう制度を導入するのか、そこから話を始めるのが先ではないでしょうか、そういう疑問があります。

そしてもう1つ申し上げたいのは、そういう制度には必ず番号が必要だ、番号が必要だと言うんですけれども、本当にそうでしょうか、そういう問題もございます。例えば国民年金とか健康保険、高額医療費、生活保護なんかの課税情報、生活保護なんかの場合も実際には制度間で情報のやりとりはある程度やっています。今の制度の枠組みの中でその情報交換ができないのかどうか、その点は正直言ってはっきり検証がされているのかなと。私自身が実際に地方自治体の職員の方々とかこういう問題について議論するときは、いやいや、実はもう現場ではそういう名寄せはできているよと、つまり、改めて番号を作らないでも、例えば自治体内で皆さん1人1人に大体番号はついているそうなんです。これは公表するような番号ではないんですけれども、それで実際に制度の必要に応じて名寄せをしているという現状があるということですから、果たして改めて全国規模で番号をつける必要があるのかどうか、その点は十分に検討する必要があるんじゃないかなと思います。

最後に、所得、正確な所得の話があるんですけれども、この議論は論理的に非常にきわどい議論がございまして、要は、所得を幾ら正確に把握しても、その所得に応じて課税する制度がなければ意味がないわけなんです。つまり端的に言ったら、低所得者には低所

得者が負担できる程度、高額所得者には高額所得者が負担できる制度、これは要するに所得の累進制と言いますけれども。ところが、現行の制度はどうなっているのか。実際に国税庁の公表データでも、現行制度では1億円を超えると税の負担率が下がっていくという税制度になっていて、そういう意味では、税制度そのものが公平でないのに所得の把握ばかり公正にして意味がありますかというところはやっぱり皆さんにお伝えしたい点です。つまり、今のままですと、共通番号制度というのは庶民に対する課税強化をねらったシステムになりはしないのか、この点については、皆さん、まさに増税問題で揺れている今の時代ですから、しっかりチェックしていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、こういう巨大なシステムというのは、導入してしまったら後戻りは非常に難しい。この点は、皆さん、まさに法案が成立しそうな今の間近になって言ってもしょうがないかもしれませんけれども、皆さん、その点は十分にご理解いただきたいと思います。ご紹介にもありましたね。韓国にも住民登録制度というのがございまして、とても便利で認証に使えると。韓国は番号先進国として今まで政府の話の中でもよく引用されていたんです。ところが、去年大事故がありまして3,500万人の個人情報が出たという報道がございました。ちなみに、韓国の人口は4,800万人程度です。これは人口の7割以上、そういう大事故がどうも去年起きたそうです。報道では住民登録制度の根幹が崩壊したんじゃないかと言われていています。

これで行いたいのは、要は、効率性と安全性というのはいはりどこかトレードオフの関係にあると。効率ばかり追求していると安全性を大きく損なうことがある。その点は皆さんも十分にご理解いただきたいなと思います。

私からは以上です。

桑原：ありがとうございました。先ほど冒頭で特別講義をいただきました高野さんを含めて、パネラー、パネリスト4人の方からの冒頭発言はすべて終わりました。これまでの議論を受けて立って、政府側からお願いいたします。

峰崎：それでは、最初に私のほうから。いろいろな疑問が出たんですが、最初に鈴木さんのほうに、社会保障個人勘定の導入を目論んでいるのではないかと、こういう話なんですが、私どもは、この社会保障の個人会計というような制度は、たしか2000年代の初めごろに小泉内閣のころにそういう論議を経済界の方々が出された経過がございます。しかし、

それはよくよく考えてみると、社会保障というのはみんなで支え合うやり方ですから、そういう点で1人1人が得するだの損するだの、そういう会計という形での展開は我々としては考えておりません。

ただ、こういう番号制度は使い方によってはそういうこともできるのではないかということと言われると、確かにそれはやってやれないことはないかもしれない。自分たちが亡くなる時に直前になって、自分は一生涯これだけ納めたんだな、これだけ年金をもらったんだな、これだけ医療費がかかったんだなというのは最後に出てくるかもしれないけれども、しかし、それは私たち自身がそういう社会が望ましいと思っていなくて、やはりきずなという言葉に代表されるように、そういう社会保障全体を考えているので、先ほどちょっと指摘があったんですけども、そういった点についてはやはり私たちが考えている将来の姿ではないなというふうに、私自身はそう考えているということで指摘しておきたいと思います。

それから、行政のスリム化ということで、韓国でこれだけ入れて9千人減らしたということなんですが、恐らく日本の公務員の数は世界で最も少のうございます。そうすると、今、私が自治体の現場なんかに行ってみると、たくさん人がいるようだけれども、非常勤の人とか、あるいはある意味ではアルバイトとか臨時とか、そういう不安定雇用労働者というのが自治体の職場なんかでは非常に広がっているんですね。確かにたらい回しにされるとか窓口があっち行けこっち行けという、それをなくしていくということはできてくるわけではありますが、しかし、そこで必要でなくなった人の配置はもっと必要としているところに移して、そういう市民の生活条件、あるいは市民の行政サービスの向上のほうに向けていくことが、いわゆるスリム化というか、そういうことに実は役立つのではないだろうか。私自身は考えているので、その点指摘して、もしあと何かあれば意見をいただきたいんですが。

それから、豊永さんから出されました、ある意味では、言ってみれば一元管理につながるんじゃないかというご意見について。これは後で参事官の篠原さんからお話したいと思いますし、先ほどの説明の中にもちょっとあったと思うんですが、やはり最高裁からも指摘されているように、一元的な管理をやってはだめだよ、そういうことをできるだけ阻止するために、それぞれの税なら税の情報、年金なら年金の情報、あるいは医療なら医療の情報、それぞれは分散してあって、そこを1つの番号でつなげると一元管理だけれども、それぞれは全部それを暗号で転換していくという複雑な操作をとっているわけです。

そのことを通じて実は私たちはこれは分散型の管理になっている。それをできる限り我々としてはきちんと破られないようにしようではないかということで、かなりセキュリティの面でもチェックしながら進めていこうとしておりますので、一元的な管理になっているんじゃないかという指摘に対しては、私はそこに対しては非常に注意をして作っているということだろうと思います。

それから第三者機関については、個人情報全体に監視を広げるということについての問題提起は非常に積極的な提起だと思います。これは実は今私たちは番号情報だけを議論しているんですけども、日本の個人情報保護法というのは使い勝手が悪いという点では本当に、例えば町内会の名簿を作るとか同窓会の名簿を作るときだって大変いろいろ苦労されながらやっていますので、これは本当にもう一度きちんと個人情報保護全体を考えなければならぬ。出発は私たちは今のところは番号を中心にした情報についての監視監督といったところに置いていますが、せつかく作る第三者機関ですから、これはやがて将来的には個人情報全体をプライバシーの定義も含めて正確にきちんとやっていくという点での改革は必要なことだと思っていますので、それは今回間に合わなくても、やがてはそういうものを少し進めていくということは考えていいんじゃないかと思っています。

コストの6,000億円というのは、今から2年前に、最初に大体どのぐらいかかるのか、各省庁からそれぞれの今の前提条件に従いながら上げてこいということで概算して出したものなんですけど、それはあくまでもその時点の役所の人たちの、自分たちが番号を入れたらこれだけかかるよな、というものを積算して概算で出したものなんですけど、今の段階では6,000億円というレベルには、そんなに金額がかかる状況になっておりません。ただ、導入の段階でやはり1,000億円か2,000億円か、それぐらいはかかるのではないだろうかということでございます。この点については後でまた篠原参事官から今の段階において分かっているところでのどのぐらいかかるかということについて少し提起をさせていただこうと思っています。

それから、いわゆる給付つき税額控除、こういったものについて入れるときに必要じゃないかということなんですけど、私たちが社会保障の将来の姿を考えると、非常に税収そのものがタイトになってきていることに留意する必要がある。それと同時に、高齢化社会の中で本当に低所得者がどこにいらっしゃるのか、こういうことをしっかりとつかまないと、本当の意味で弱者の方々をピンポイントでつかまえていけない。ある意味では投網をかけるような形で、俗に言うばらまきというか、そういう形での財源の使わ

れ方に対しては非常に厳しい目が注がれておりますので、そういう意味では私たちはこの所得情報をきちんとつかむ、さらには資産から上がってくる所得、こういったこともしっかりとつかめるような状況にしなければならず、そのためにはこの番号というものが入ってこないとやはり完結しないなと思っております。その点はこれからの社会保障の充実のためにはどうしても不可欠なツールなんだということを皆さん方にまた理解していただきたいと思うわけであります。

最後になりますけれども、日弁連の方々の実効税率についてのご指摘についてですが、ちょうど1億円ぐらいをピークにして実効税率が、所得税の大体28%ぐらいのところをピークを打つんですね。そこから先は100億円になると大体13%ぐらいまで実効税率が落ちてくるんです。これはキャピタルゲインと言いますけれども、株の値段が上がった、それを売買して得た利益に対して、今は公開株の場合は10%の分離課税になっていると、それでそういう逆転現象が起きているわけでありまして、これが20%になっても逆転現象を起こします。ですから、逆転現象を起こさないようにするためには、28%というのが最高のところですから、30%ぐらいまで上げないとこういう逆転現象は解消できないと思います。

ただ、問題なのは、私どもは、そういういわゆる資産性所得というのは、株式の場合はそれぞれの株取引に対しての番号をつけるということで解消できると思いますが、一番難しいのが預貯金の金利の利子です。利子収入というのは、今は皆さんは金利というのは1,000万円預けても、実際上ついてくるお金は何百円とか、1,000円もいかないんじゃないでしょうか。0.00何%ぐらいの金利ですから。しかし、やがて昔のように5%、4%ぐらい上がると、1,000万円だったら40万円、50万円の利息がつく。しかし、それに利息は大体20%の税金がかかるんですね。ところが、今はほとんど利子がつかない。だからあまり気がつかないんですけども、こういう金利がつく、いわゆる預貯金というのは、日本には預金通帳が12億冊あると言われております。これは例えば私で言うと、北洋銀行と北海道の労働金庫がある。それからりそな銀行、三菱東京UFJにもあります。全部で5つぐらい私は持っておりますけれども、そのいわゆる峰崎直樹という人間の利息にかかわる収入の税金は実はどれぐらいあるのかということについては個人個人に関しては分からないんです。番号が入っていないから。しかし、それを今度は先ほどの日弁連さんの指摘があったように、最高税率の高額所得者の人ももっと税金をきちんと納めてもらいましょうよということになると、このいわゆる利子収入に対してそれぞれだれの利息だったのかとい

うことを明確にしなければいけない。そうすると、高額の前貯金を持っている方は高い利息収入がある。そして低額の前貯金しかない人は低い利息収入しかない。こういうことを番号が入らない限りこれは名寄せができませんので、名寄せをするためにもどうしてもこの番号制度が不可欠なんだということです。

よく言われるのは、では、こうした所得についても総合課税にするんですかということです。総合課税にするかしないかは別にしても、そういう所得がどのくらいあるのかということをごきちんとつかまないとはいけません。実は私たちは、この人は低所得者ですよ、だから、この人には給付してあげましょうよと言うけれども、いやいや、あの人は資産を1億円も10億円も持っているらしいよと。そうすると、それはちょっとその人に給付をしますというのをおかしいよねと。そういうことがこれからの時代には番号が入って、本当にこの人にはきちんと給付をしなければいけないかが分かる。こういうときには私は大変重要なツールになっていくのではないだろうかと思っています。

とりあえず私のほうから。また政府側ということなので、篠原参事官に少し補強してもらいたいと思います。

篠原：では、若干補足いたしますと、まず冒頭で政府からご説明いたしました資料の中の番号の14番とついたものをご覧いただきたいと思います。番号制度における情報提供のイメージということで、システムの絵が描いてございます。これは先ほどお話のありました一元管理ということに関しましてなんですが、この絵をご覧いただいて分かりますように、この右側の情報照会・提供機関AとかBとかCとか書いていますけれども、こちらのほうに肝心の個人情報というのがあります。これを連携する手段としての、左側でありますけれども、情報提供ネットワークシステムというのは、符号という暗号は持ちますけれども、肝心の非常に機微性の高いセンシティブな医療情報ですとかお金の情報ですとか、そういったものは持たないような仕組みになっております。

これは国によって随分違いまして、例えばベルギーとか、ここも非常に先進国で有名なんですけれども、そこはむしろ中央にそういった個人情報も全部集める仕組みなんですね。そうしますと、そこに各機関がアクセスをしたらアップデートされた情報はすぐ分かるというので、実は連携上の効率ではそちらのほうがいいという話もございませう。推進側から言うと、なぜこういうまどろっこしい仕組みをとってそういう集中システムを作らないのかという方もかなりいらっしやいます。ただ、先ほど日弁連の豊永先生からもお話が

ございましたように、やはりプライバシーに対するきちんとした管理といったものが私どもは必要だと思っておりますので、最高裁判決にのっとった形でこのような分散管理を主にした仕組みにしているということでございます。

もう1つ、コストの話でございます。6,000億円という話が出ておりますけれども、実は中央に係る肝心な連携のシステムでございますが、今私どもの積算しております内容は、連携する部分である情報提供ネットワークシステム、ここが約350億円という形の数字を考えております。それからその上に書いておりますマイ・ポータル、こちらが約50億円ということで考えておまして、ここで約400億円という額でコアのシステムは考えております。

ただ、それが先ほど参与も言われたように1,000億円とか2,000億円とかいう形になるとするのは、むしろ各機関なんですね。各情報機関がこれに合わせてシステム改修をされます。それはちょうど更新時期に当たったということで改修されることもあるでしょうし、このために特別にやる必要もあるかもしれません。そういったものを含めると、例えば市町村は1,750団体ございますので、すべて合算するとそれぐらいの額になるということでございます。

桑原：ありがとうございました。本来ならパネラー間で意見交換をいたすところなんですけれども、時間が非常に押しております。本来この本日のシンポジウム、対話型と申しまして、国民対話ということで、会場まで足をお運びになった一般市民の方から政府への疑問なり専門家への問いかけというのを大事にする企画でございます。これよりは会場からご質問なり意見なりを募りたいと思います。ご質問されたい方は挙手の上、お名前と、できましたら所属もおっしゃっていただいた上で発言をお願いしたいと思います。どのような観点からでも結構ですので質問をお願いいたします。どなたか口火を。では、中央の方、お願いします。

#### (5) 参加者との質疑応答・意見交換（「国民対話」）

質問者①：大津市民で京都市の病院に通っております勤務医です。先ほどのパネラー3人の先生方も医療情報について非常に慎重な扱いということは言われています。医療情報の中身は、私たちは毎日扱っておりますけれども、個人の過去の病歴から家族歴、ご両親の病気とかお子さんの病気、全部書いたカルテ情報ということになるわけです。何ができるの

かというようなことで、8番ですか、それからリーフレットでも医療、介護などのサービスの質の向上ということですと見ていきますと、例えば既にレセプト情報で医療情報の医学的な研究とかもやられていることもあります。それから各地で医療連携、総務省が旗振りになってどんどん進んでいます。

この中に書いてあるので非常に問題だと思いましたが、各種行政手続での診断書添付の省略と、これはさらっと書いてありますが、どんな内容かということが恐らく理解できていないんじゃないかと思います。他人のちょっと複雑な医療の内容でも、私たち医師がそれを見て診断書を書こうとすると、かなり労力を使います。それを例えば市役所の職員が見てそういうことが把握できて、それが公文書として通用するようなものができるかということです。それから一番の問題は、それらを見ようとすると、レセプトでは分かりません。レセプト情報をもとに診断書を作ることはできません。結局カルテ情報を隅から隅まで見て該当条項を引っ張ってこないとできない。そういうふうなことをさらっとあたかもそれでサービス向上ができるように書いています。それは各行政の職員が、全国津々浦々ありますよね、それが勝手に個人のそういうカルテ情報の隅から隅まで見れるという制度ということになるわけです。

今回の法案では医療情報は別扱いになっています。別途特別法というようなことでそこまではなっていませんが、政府の姿勢がいまだにそれをそこまでできるようにしようということを変えていない。さらに、このリーフレットでは利用範囲の拡大を含めて5年後に見直すと書かれています。もとの法案には利用範囲の拡大とまではさすがに書いていませんけれども、利用範囲の拡大。これは中身は何かといいますと、その前の実務検討会の中で述べられていますのは、経産省とかが言っているのはいわゆる民間活用なんですよ。民間活用ということも含めて利用範囲の拡大、方向性が既にこの精神の中に入ってしまったということですよ。

これは先ほども一番最初の高野先生のお話にありましたように、情報漏えいのもとはいいますと、自治体職員そのもの、あるいは委託、パート、こういう人からの漏えいが実際には非常に多いわけですよ。そういうことがこの制度を入れるとある意味で簡単にできてしまう。非常に恐ろしいシステムということだと思います。

ですから、今回の法案は入っていないということで、医療に関する別途特別法というものも一切やめる、今回の番号制度については医療とは結びつけない。番号制度は、今の法案の中で書かれていることでもいろいろ本来の目的のことはかなりできているんですよ。

ね。それを拡大利用しようとするところにいろいろ無理が来ているので、そのところは一切あきらめて、私も弁護士の先生と同じでこの制度そのものは非常にいろんな問題があると思っておりますが、最大限譲歩しても、現在の法案、これ以上の利用範囲の拡大は行わないということを政府側がもうちょっとはっきり、これまでずっと何十回とやってきたこれでも常に出されている問題ですけれども、これに対していまだにそのことは言わないということは非常に問題だと思っておりますので、その辺を今後のこういう検討会については何のためにシンポジウムをやっているかということにも関わってくると思っておりますので、ぜひそれを取り入れていただきたいということです。

桑原：ありがとうございます。政府のほうからお願いできますか。

峰崎：後でまた篠原参事官のほうからもありますが、今ご指摘のあったように、医療情報というのは非常にセンシティブな情報であって、今回入ってくるのはいわゆる現金のほうですね。保険料とかそういったところの徴収を含めて進めております。今までも実はこの番号制度以外でも厚生労働省の中で医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会で議論がありました。では、これと番号制度との関係はどういうふうに進めたらいいんだろうねということで、私が聞いている限りは中間報告もまだ出されておりましたが、来年に向けてその法案は準備していこうと検討している。つまり1年遅れでやっています。その中で、私も正確につかんでいるわけではありませんが、場合によっては今私がお話をしているマイナンバーとは違う番号を、つまり、いわゆる外に出ない番号を使って情報を連携していこうというような動きもあるわけです。

私自身は医療の専門家でも何でもありませんけれども、先日もがんの問題なんかをずっとやっても、やはりこの医療情報というものがきちんと連携をする、あるいは蓄積をされる、あるいは医療機関の間の情報のやりとりが今のところ非常に不十分であるがゆえに、やっぱりかなり多くの方々が苦労されているというような事例も私も聞いておりますし、この点については医療の質の向上にどう寄与するのかということと、それに伴う情報漏えいとかそういったことが大変大きい問題を起こすわけですから、それに対する厳しい制度的な、あるいは罰則も含めて相当きちんとやっていかなきゃいかんということで、今そういった厚生労働省の中を中心としてうちの番号チームも入りながらも、そういう努力を鋭意しているということで、報告が出たら、またそれは恐らく全国の医療関係者の皆

さん方にもパブリックコメントをかけたか、あるいはそれに対する問題を様々提起していただくような努力を恐らくしなければいけない、そういう重大な問題だと認識しています。しかし、必要性があり、こういう医療の分野などには大変効果があるということも実はもう一面で指摘をされているわけでありまして、そのあたりを今大変苦慮しているということでございます。

質問者①：医療連携等でそういう制度を作るのはいいんです。それはこの番号制度と別システムで、全く情報をリンクしない形ですればいいんです。現に進んでいるんです。総務省はいろいろな手法で各地でやっています。それはそれでいいですよ。ただ、問題は、それとこの番号制度をリンクさせる。させるようにパンフレットには書いてあるんですよ。いろんなことができるということで、診断書までこれでいいんだよというようなことがその中身そのものですよ。このパンフレットから削除するということでない、今おっしゃっている中身は担保されないですよ。

峰崎：今検討中で、場合によっては、先ほど言ったように、このマイナンバーとは違う番号を使うこともあり得るということで、これはまだ結論が出ているわけではないんですが、それぐらい実は慎重に今検討中ですよということを申し上げたんです。

場合によっては、我々は、医療、介護サービスの質を向上するためにも番号制度というものが必要ですよということで、それが今、厚生労働省と番号チームとの間で共通のセッションを作って鋭意検討しているところでございますので、我々としてはこういうことができるんじゃないんですかということを提起しておりますので、最終的にこれは福祉、医療、介護の分野で1年後また新しく出てまいりますから、そのときにマイナンバーと違ったもので進めるのか、そういうところの結論が出ているはずですから、そのときにまたご指摘をいただければと思います。

桑原：豊永さん、お願いします。

豊永：今のご質問に関連してなんですけれども、私自身は、今回の共通番号制というのは結局いわゆる納税者番号と社会保障番号を一体化する、実は納税者番号も社会保障番号も今までなくて、納税者番号も導入しようとして失敗し、社会保障番号も導入しようとして

賛成が得られなかった。ところが、それを一気に両方2つくっつけたものを作るという意味で、しかもその社会保障番号には、いわゆる基礎年金番号とか被保険者証記号番号とか、あるいは介護保険制度における被保険者証記号番号とか、そういったものを全部つなげていきますので、恐らく今のご質問の方のご憂慮は正しいのかなと。最終的にはそれをつなげていかないと意味がないので、恐らくおっしゃっているような形に医療情報もつなげられていくんじゃないかなという懸念は非常に正しいものではないかなと思います。

実はこの点に関連して、やはり厚労省のほうではレセプトオンライン化というのを非常に強力に推進しようとしていまして、実はそれで保険医協会さんのほうはかなり反発をして、裁判ざたになったんですけれども、そういうオンライン化というのは実は非常に便利なんですけれども、一方でちょっと現状をどの程度まで理解されているのかなというところがございまして、例えば大きな病院とかだったらまだいいのかもしれませんが、地域医療とかで個人経営で病院をされているかなり年配のお医者さんとかなんかも、もうそうやってオンライン化してコンピューターとかシステムを導入しなければいけないんだったら、もう廃業しようかというような話も実際に出てきていまして、それで結局そんなことをしたら地域の医療は崩壊してしまうではないかということで保険医協会が反発をして、実際にはレセプトオンライン化は一時頓挫した、実はそういう暗闘もここ一、二年前ぐらいですか、あったんですね。そういう意味で、先ほどの質問者の方の現状をよく理解されていないんじゃないかというご指摘は、確かに番号については本当におっしゃるとおりだなと私自身は思います。

桑原：ありがとうございます。

質問者②：大津の市会議員の●●と申します。1つは、番号制度の必要性が今お伺いしてもなかなか理解が難しいなと思っているんですね。というのは、例えば社会保障の負担なんか上限額を定めて減免するということであれば、それは別に今の制度でもできる制度だと思うんですね。あるいは先ほどの税の不公平があるじゃないかということで、1億円を超えて累進制が下がっていくという問題なんかについても、もしそれをやるというなら、今の制度の中でも十分できることだと思いますし、先ほど言われたように、アメリカ、ヨーロッパでは株式関係は25%から30%程度の税制にしていますよね。そういうふうなことですとか、そのほかにも、例えば個人認証の問題でも、今、住基カードで公的個人

認証、e-Taxをやっていますので、それも別にこれがなかったらできないという話でもない。その辺で、何か番号制度ができて確かに便利になる、効率的になるということはあるんですけども、今の制度の中でやり始めて、どうしてもこれでは難しい、いけないから統一の番号にしましょうというのだったら話は分かるんですけども、共通番号を導入したら便利ですよ、徹底しますよねというだけでは、やっぱりこれを導入する理由にはならないのではないかとこのことを非常に思います。

先ほども弁護士さんのほうからお話もありましたけれども、やはりこれによってもたらされるデメリットという問題ももっと深刻に考える必要があるのではないかなと思います。特に民間利用が進んできた場合に、住基ネットのときにも非常に議論になりましたけれども、民間事業者がこの番号を利用して様々な情報を集めていくということになってくれば、それが単に行政の持っている情報だけではなくて、民間で、例えば信用情報でありますとか、あるいは今言われましたような医療情報でありますとか、様々な情報が共通番号で集積されていくおそれがありますね。それが漏れたときのダメージは個々の番号の情報漏えいとまた比較にならないくらい大きなダメージ、損失があると思うんです。そういう社会的な損失の問題ということも考えれば、やはり今想定されている独立したチェック機関、こういうものも、これを作ってから後にチェック機関を設けるというよりは、今の個人情報保護のあり方が、先ほど高野先生が言われたように、世界水準から見てかなり遅れている状況にある中で、そこをまず底上げすることがこういう番号制度を急ぐよりもまず先ではないかという感じがするんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

桑原：広がれば広がるほどダメージが大きいのではないかとこのご指摘です。高野先生、今の点でお願いできますか。

高野：ありがとうございます。1970年代からヨーロッパ、EU諸国では、第三者機関と申しましょうか、プライバシーコミッショナーの制度を入れていくんです。1980年代の後半ぐらいから堀部政男先生ですとか諸先生方が我が国でも第三者機関を入れてはどうかということを随分主張してくるんですが、30年たってまさに今実現しそうな状況でございます。

プライバシー、個人情報の問題というのは進捗が遅いんですね。非常に遅い。これは1つには私たちの関心の薄さもありますし、例えば今消費者庁の下に個人情報保護法がつい

ていますが、主管は消費者庁がやっていますが、消費者庁の関心はやっぱりにんにやくゼリーであったりとか悠香の石けんであったりとかするわけで、プライバシー、個人情報というのはプライオリティがどうしても下がってくる、そういうところがあると思います。

そういうことを考えますと、1つ私が思いますには、まずは、限定された情報ではありませんが、マイナンバーにくっついた情報だけの管理監督をする独立監視機関ではありませんが、まず入るといのが1つ突破口になっていくんじゃないか。先ほども峰崎さんがおっしゃっていましたが、これがだんだん広がって行って、すべての個人情報について管理監督をしていく独立監視機関として大きく成長していく、それが1つ願いというか、そういうふうを考えているところでございます。なかなか遅いんですね。30年たってもなかなか進まないという、我が国はそういう状況でございます。

桑原毅：ありがとうございます。峰崎さん、お願いします。

峰崎：今の点は私も同じなんです、ある意味では今だってできるんじゃないのかというご指摘があったんですけども、私たちはよくよく考えてほしいなと思うことが何点かあるんです。例えば今国民年金というのが未納が今42%で、納付率がどんどん減っていますよね。それについて、この人は所得が低いから、本当は申請すれば免税になるよ、あるいは4分の1免除になるよ、4分の2免除、4分の3免除になるよ、こういう制度があるの知らない人がたくさんいらっしゃるんですね。これはそれを申請しておく、実は最終的に所得がなくても税の部分が支給されることになるわけです。そういうときに、先ほど申請主義というのがありましたけれども、今度のこういうマイ・ポータルを使いながらも、いろんな方法を通じてプッシュ型に変えていく。あなたはこれだけの所得しかないんだから、申請すればこういう無年金でなくなる可能性がありますよ、そういうアウトリーチ型といいますか、プッシュ型の社会保障制度へ転換させていく必要があるんじゃないのか。

そうするためには、これは機械的に行うわけではないんです。20歳になられたときに、あなたがこういう情報がもしあったら送ってもよろしいですかという了承をいただき、こういう所得情報と年金情報との関係をつかまえて、あなたはマイ・ポータルを通じてこういう方法を使えば無年金になることはありませんよ、とお知らせする。このようなことをできるような仕組みにするためにも、実はすべての国民の皆さん方の情報がきちんと入っ

て、所得と連携されないとなかなかそれはうまくいかない。やっぱりそういう点での役割があるし、ここの中で先ほど指摘をしましませんでしたけれども、今、文部科学省が、奨学金を受けた人から将来奨学金を返還してもらわなければいけない。そのときに、今問題になってきているのは、もう失業していて、あるいは所得が低くて返せないんだという方々が出てくる。そうすると、では、200万円以下、300万円以下の所得だったら返さないでいいですよというような仕組みがあるとすると、所得情報ときちんと結びつけておくと、いわゆる将来の奨学金を返す返さない、返さなくてもいい、このようなことのシステムを組み入れられるわけですね。

ですから、そういう意味で、この番号制度が入ることによって私たちの国民生活は、低所得者をどうつかむかということと並んで、今申し上げたように、申請型のものでなくてプッシュ型になって、いわゆる情報が入ってくる。あるいはさっき申し上げたように、所得と奨学金を返すとの関係で、非常に国民の皆さん方の正確な情報をつかんでそれで返すことができるようになる。今は1つの例でございましたけれども、そういった形で私は国民の皆さんが理解していただけるような必要性は広がってくると理解しておりますので、その点はひとつ理解していただきたいと思います。

質問者③：●●ですけれども、確かにそうやって聞かされると、そういう番号だったらいいのかなと思いますけれども、そういうふうに番号を導入しなくてもプッシュアウト型のサービスはできるわけです。だから、それができないという理由に番号がなっているわけではないと私は思うので、それをやろうと思えば、今でも不十分ながらもできると思うので、それをまずやってからお考えなさったらどうですかと思います。言ったらあれなんですけれども、何かおいしいものを見せておいて、だから、番号が必要なんだというふうな言い方はちょっと私は違うんじゃないかなと思いますので、今できる限りのことをやっていただけることは今の番号制度の中でもっとあるんじゃないかと思います。

桑原：篠原さん、お願いいたします。

篠原：今の制度でできるんじゃないかという点でございます。豊永先生からもご指摘がございましたけれども、現在でも、各自治体内部で、例えば本人の同意をとりまして福祉の部局で税の情報を活用する、こういったことは行われておりまして、そういった努力をし

ているということでございます。ただ、そこでもできないというものがやはりありまして、例えば転入された方、転出された方、こういった方々は、その前年の所得の情報がないとか、あるいはその市町村に土地を持っておられる、建物を持っておられる。ただ、住んでおられるのはほかの地域であるというような方についてはなかなかそういう情報がないわけです。あるいはいろんな、この人は本当に給付をするだけの資格があるのかという情報がほかのところの情報を得ないと分からないというようなことがございまして、実は自治体の中で、住登外登録と言っていますけれども、住民登録をしていない方の人口の数のほうがその市町村の人口より多かたりするんですね。例えば5万人ぐらいの人口のところ、20万人ぐらいそういうわからない住登外登録の方がおられたりして非常に苦慮されておられます。

それから、税務署との税の連携も、税番号はないですから、その本人という特定ができない。また税務署ごとに番号も違うんですね。税務署の中では確かに同じ番号なんですけれども、その横断的な番号がない。そういうので非常に手間がかかって、本人であるという同定ができないというのが行政の悩みでございまして、こういったものもこの番号が入れば、もちろんセキュリティ上非常に注意しなければいけませんけれども、利便性は上がりますし、国民の方々にも手間をとらせないで済むんじゃないかと考えております。

桑原：予定ではそろそろパネル討論を終了する時間になっておりますけれども、まだまだご質問希望の方はおられるように拝見します。皆さんのお許しをいただきまして、もうしばらく質問と意見交換を延長したいと思います。

ほか、ご質問のあられる方、いらっしやいませんか。真ん中の中央の後部の方。

質問者④：滋賀県の職員で、●●と申します。現場で医療給付ですとか年金の給付というのを実際に行っています。マイナンバーの制度の導入につきましては全体的に賛成の立場です。現場で給付をしておりますと特に思うのが、年金を受給しているような方々が確定申告をしなければいけない状況がありまして、そういった方々は医療給付もたくさんあるんですけれども、医療給付については領収書をたくさん添付しなければいけなかったりですとか、年金については源泉徴収票を添付しないといけなかったり、たくさん書類を80歳の方とかがしなければいけないような状況がありますので、統一番号を導入してそうい

った国民の方々の手間を省けるということは大変いいことだなと考えています。

ただ、本日の説明を聞いた中で疑問に思ったところがございます。マイ・ポータルについてなんですけれども、こちらは自己情報表示機能というのがあるようなんですけれども、これはどういったシステム設計なのかというところをちょっと意見を伺いたいです。というのも、分散管理をするためにわざわざ符号AとかBとか、そういった番号を導入してその個人情報に対して一度にアクセスできないようにされているようなんですけれども、マイ・ポータルを見ますと自己情報表示機能というのがございます、そこからはすべての個人情報について閲覧することができるようになっているのではないかと思います。

個人情報漏えいにつきまして、ご説明の中で内部からの持ち出しが多いんですよというようなお示しがあったんですけれども、現在、医療給付とか年金給付をしているシステムというのは、個人情報漏えい防止のためにインターネットからは切断した独自のネットワークシステムを利用しています。なので、外部からの情報持ち出しということは不可能なんです。ですから、内部の情報の持ち出しによる個人情報の漏えいが割合的に多いんですけれども、マイ・ポータルで自己情報表示機能を設けることによって、インターネット上にその方の個人情報を載せることになると、そこからアクセスできてしまうと見ることができる、個人情報の漏えいにつながるということになっているのではないかと思います。そういったことをどのように防止するようなシステム設計なのか、ちょっとご説明をお願いします。

桑原：ありがとうございます。安心材料の1つであるマイ・ポータルについてということなんですけれども、篠原さん、お願いできますか。

篠原：今の点でございますけれども、確かにインターネットを使って個人の方はマイ・ポータルにアクセスをいたします。ただ、そのマイ・ポータルから情報提供ネットワークシステム、あるいは情報提供機関へのアクセスは、霞が関WAN、LGWANという専用回線を用いております、ここは公に公開されているネットワークではないということが1つでございます。かつ、すべての情報が見られるわけではなくて、これは検討する必要がございますけれども、どういった情報を表示すべきなのかということをお知らせしておきまして、例えば社会保険料をその人が払った情報ですとか、こういうもので

すともともと決めておいて、その方がそれを操作としてはボタンを押すと、そのときに情報提供機関Aから符号を通じてその情報がマイ・ポータルに流れてくるという形になります。

ただ、いいご指摘でございまして、それがネットに流れてしまうんじゃないかという話もございまして。この点、私どもも検討しております。一番機微な情報については、自己情報表示機能で見て、消したときにもう消えてしまう、保存しないというようなことができるんじゃないかと思っております。また、もし保存するのであれば、ダウンロード機能でご自身で自分のパソコンの中に入れ込むとか、そういった形で、確かにインターネットにつながっていますので、そこら辺の外部に漏れる危険性に対しては十分配慮しながら表示をさせていきたいと思っております。

桑原：よろしいでしょうか。ほかにご意見。後ろの中央の方。

質問者⑤：高島市の市の職員でございまして、情報の統計の関係をやっているわけなんですけれども、ちょっと今日は市民的な、国民的な立場でちょっとお聞きしたいんですけれども、このPRが少し不足しているんじゃないかなというようなことを感じています。今日も朝から近所の方と作業していて、昼からどこへ行くんやと聞かれて、マイナンバーのシンポジウムと言ったんですけれども、マイナンバーって何やというようなところから始まっています。家でもどこへ行くんやと言われて、マイナンバーへ行くんや、マイナンバーって何やというようなことで、何か京都新聞に出ていたなというような話はあったんですけれども、先ほども、以前いろんな番号制度が検討されて消えていく中で、もう法案が出ていて、決まって、国民の皆さんに通知してから、こんな制度がいつの間に決まったんやというようなことにならないようにPRのほうが、今、原発とか消費税とか、報道機関でもそれが取り上げられていますけれども、やはり国民のプライバシーとかにかかわる問題ですので、一人一人にかかわる問題ですので、もう少し報道、テレビとかでも取り上げてもらって、国民的なそういう意見を集約してもらったらどうかなと思います。このシンポジウムも1つなのかもしれませんけれども、少し浸透していないように感じしております。

それからもう1つは、いろいろこのマイナンバー制度はどんな制度かなということで、ネットとかで調べたりホームページを見させてもらっているんですけれども、なかなか理

解が難しいです。そんな中で、どこか生命保険ですか、このナンバー制度の導入に期待しているというようなことで、やはりそういう業界内でいわゆる名寄せとかに利用できるんじゃないかというようなことを感じています。先ほども皆さんの給与の情報とか税も提供するのにそういうマイナンバーをやはり付けていかなければならないというようなことも考えられますので、いわゆるそういう評価委員会ですか、第三者機関を通じなくても、業界内で名寄せがどんどん広がっていくんじゃないかというようなことをちょっと感じています。罰則があるのかもしれませんが、一旦この番号を導入して皆さんに付けて、そういう税とかでこの番号を付けてくださいというようなことが導入されてきますと、どんどん民間のほうでそういう歯止めがかからないんじゃないかなというようなことを感じていますので、その辺どのような対策をとられているのかなということでお聞きしたいと思います。

桑原：ありがとうございました。消費税の問題で隠れてメディアにも責任があります。責任を感じています。この辺、皆さん、関連の方はおられますか。

質問者⑥：●●と言います。実は兵庫県の人間で、今日は大変関心があるので参りました。今のことと非常に関係があるんですけども、先ほど豊永先生の発言もあったように、プライバシーの件については、基本的にはやっぱりいろんな考え方があるのでそういう明確なことがない。明確なことがないところにこの番号を入れるということに対する評価というものがもしあるとすれば、むしろ明確にしてから、そっちを先にする必要があるのでないかという考えを持っています。

その中で、やはりこの番号であるとか何とかは別にしましても、少なくともメリットがあるということはほとんどの人が感じているのではないだろうかと思っております。問題点があるのかもしれないけれども、何らかの形でメリットがあるのではないかというのは大体のコンセンサスとは言いませんけれども、何となく感じているのではないか。そうすると、むしろプライバシーの中に入り込ませない、あるいは見させないという、そちらの考え方とすれば、どうも社会的な中からそういうことをしてはまずいんだよという制度が必要になってくるのではないか。そうすると、先ほどの三条委員会というようなものがある特定のものではなくて、社会的な方法で、それはここの企業はうまくやっているよ、ここはうまくやっていないよと、何かそのような仕組みがこれから考えていかれてはどう

なのかなという感じを今持っております。そういう意味で関連のある質問とさせていただきます。

桑原：ありがとうございました。ここは2つに分けて、まず余りにも知られていないんじゃないか、話題にすらなっていないという耳の痛いご指摘でした。

峰崎：ありがとうございました。私も冒頭で挨拶を申し上げたとおり、昨年11月に内閣府で調べた結果もやっぱり、名前は知っているというのはいるんですけども、中身をよく知っているという人は本当に10数%で、8割近い方々が中身はよく知らないよという方なんですね。ですから昨年11月ですから大分たっているんですけども、あまり私は進展していないだろうと思っています。というのは、やはり国民の皆さんは原発だとか消費税の引き上げだとか、そういうところにテレビも含めて集中しております。

そこで、やはり新聞、今日は新聞社の共催をいただいているんですが、やっぱりテレビジョンの与える影響が大きいので、何とかテレビジョンで特別番組その他で問題点もしっかり指摘していただいて、賛否両論の意見を出したりして大いに盛り上げていただくような取り組みを我々としてもお願いしているんですけども、やっぱり国会で法案がかからないと、そういうテレビジョンでも番組放映をするというふうにはなかなかいかないような雰囲気がありますので、やはり早く国会で論戦されるようになってくるとそういうことができるのかなと思っております。

それからもう1つ、先ほど生命保険の業界が何か名寄せに利用するとか言っていましたね。私はこれは民間の生命保険業界の方々に前に陳情を受けたときには、生命保険会社が本来ならば支給していなければいけない部分がかつて500万人ぐらいの支給漏れしていたと。ついては、金融庁から指摘があって、それはちゃんともとの人に返しなさい、1,000円か2,000円かもしれない、あるいは1万円かもしれない、10万円かもしれない。その500万人の人たちの記録が、もう一応支給し終わったものですから、今どこに住んでおられて、どういうふうに戻していいかというので相当苦労されたということをおっしゃっていました。

そういう意味で、業界の方々はずぐに番号の利用が必要なんだよとおっしゃるんですが、そうはいつでもこれを、はいじゃあ番号を利用させますよということにはならない。それは必ず先ほどの第三者機関で了承するとか、あるいは、民主主義国家ですから、事前

にきちんと国会で必ず与野党の皆さん方の前でこういう情報を提供するというのでいいですかという議論を行い、国会で法律を改正しながら適用するものについては決めていくと。ですから、我々も直ちにこれを民間利用というふうには考えておりません。それと同時に、民間がもし名寄せを自分たちでやってしまったとなると、これはある意味では罰則に該当するわけですから、そこはきちんと法的にもやらせないようにしていかなければいけないなと思っているわけであります。

そういう意味で、社会的にそういうことをやってはまずいよねというような雰囲気というのが、やっぱりモラルの面で国民の皆さん方がそういう意識を持ってもらうというのが一番重要なことだと思いますので、そういった意識についての醸成に向けてやはりしっかりとやっていかなきゃいかんなと思っております。

桑原：ありがとうございます。

せっかくの機会ですのでご質問どうぞ。

質問者⑦：一般参加の●●と申します。初歩的な質問なんですけれども、疑問といいますか、全国民に振り分けられるわけではないんですね。例えば行方不明の人ですとか、住民票を持たない非嫡出子ですとか、それから、出生届が出た時点で入って、死亡届が出た時点で抹消ということになるんですね。全国民に振り分けるのは到底無理だろうというのが1つと、それから第三者の監視機関ですけれども、これは本当に厳密に独立して物がちゃんとどちらに対しても言えるのか。保安院のような形だけの第三者委員会というか、そういう機関では意味がないと思うんです。

それと、高齢者とか認知症の方とかでマイ・ポータルを全く使えない、そういうことすらもわからないという人に対してはどういうふうに思っていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

桑原：余りこれまでになかった論点なんですけれども、篠原さん、お願いできますか。

篠原：おっしゃるとおりでございます、住民票がもとになっておりますので、その住民票を持っておられない方には付けがたいこととなります。それは非嫡出子の問題もご指摘をいただきましたし、また行方不明者、それから海外でずっと生活されておられる日本国

民の方は、一度も日本に入ってこられないと住民票を持っておりませんのでやはりつかないと。ただ、そういった方々が番号を持っていないから今までのサービスを受けられないかという、そういうことではありませんで、それは今までどおりそういったサービスはきちんと受けられるように政府としても考えているということでございます。

それから、第三者機関の独立性というのは確かに制度としては確立をしておりますけれども、それを実際にやられるのは委員長、委員の人選の問題もございまして、事務局の構成もございまして。そこはおっしゃるように、きちんとこちらのほうもその人選をしっかりしていきたいと思っております。

また、高齢者、認知症の方々のマイ・ポータルのお使いの仕方ということでありますけれども、これは難しいところがあると思います。ですから、例えば役所の窓口にお越しいただいて、そこである意味手取り足取りやらせていただくとか、あるいは代理の方法もございまして、法定代理の方法もあれば、任意代理ということも認めておりますので、委任状をいただいて、そういった方が代わりに手続をされるといったこともありますので、そういったことを総合的に考えてまいりたいと思っております。

桑原毅：ほか会場からはご質問はございませんか。

質問者⑧：守山の●●と言います。防災ボランティアを立ち上げています。理由は、防災計画が14年前お粗末だったので、市長と面談をし、ボランティアを作成しました。理由は、阪神・淡路大震災、14年前に行きました。あそこは訓練をしていません。計画を作った私が11月に持っていったんですが、自衛隊、陸海空と防災訓練をしていません。だから6,600人云々お亡くなりになったんです。今回、東北、人災です。原子力は日米安保条約、負けたときに、マッカーサーに対してある大臣が原子力を使いたいと。理由、何も地下資源がないから、日本復興のためという文言を言われています。

ところで、これはマイナンバー、前は番号制、変わった理由がよく分からないんですが、日本人にナンバーとか英語とかは合わないんじゃないですか。番号じゃないんですか。それは24県やって番号制、これから23県今年中にやるんですね。マイナンバー、わけが分からないですよ。住民に何でそんなに悩みをぶつけるんですか。それを思います。

1つは、この時程表を見て、近々、番号制かナンバー制かはわからないですが、やろうとしておるんですが、後半、東北あたり4県に行きます。こういう話が聞いてもらえます

か。時機を失しているんじゃないですか。いい状態が政治家の無能、水素爆発を起こした3日後に報告、うそばかり、この人間を改良しないとこれはいいことにならないと思います。これはやってほしいです。理由、18条でボランティアとして被災者名簿を作ることはできません。ということになると、これはさらに今おっしゃったように1人のお方、民生委員が困っていろいろな情報入手も、そういう人がこの番号制、私が15番だったら15番を調べればすべてわかるような組織の編組にしてほしい。

それで、これに出ていますね。マイナンバー、中身、番号制でできること、意思統一できていないじゃないですか。そこで、3番目に、災害時における活用、災害のことしか言いませんよ。災害時要援護者リストの作成、悩んでいます。災害時の本人確認、医療情報の活用、生活再建の効果的支援、今東北ですね。そういうあたりをそのナンバーをとることによってスムーズにやるようにしなければならぬと思います。これは分からないでしょう。

それで補てんすると、Q&A、共通番号を使えばとあります。被災者は支援できない。では、こっちの本文と違いますよ。被災者を、私が15だったら15の条件に応じたものをフォローできるように、いい例が義援金ですよ。ぽんぽんと。そういうものが今とまっているじゃないですか。それを正してやらないと、番号制かナンバー制かわからない。見切り発車で今の政治家はできませんよ。もうちょっと時間を止めて、詰めて詰めて、番号制がいいと思います。18条をフォローするために、意思の疎通ができますから。

そういう面で災害のことをもうちょっと考えてもらわんと、平和のことはいいんですよ。賢い人がいっぱいおるんだから。それを考えないと、18条のフォローアップができると思って私は今日来たんです。そういうメニューにこれをしてもらったらすばらしいアイデアだと思うんですよ。

ということで、防災関係で言いましたけれども、私は広島で原爆を受けています。守山へ住んだ理由、仲間が死んだから、防災計画がお粗末だから、活断層が13本あるから。で、滋賀県に住んでいる人が一人でも生き残れる術をやっています。そうして助け合っていないと、みんな年をとるんですから。社協も一番困っています。教えてくれない。消防署へ行っても教えてくれない。個人情報18条。ということはこれでフォローしてくださいよ。番号で。その管理は人選すればいいんですよ。人間が悪いことをしておるんです。情報に関する諸問題、これは悪ばっかりですよ。アルバイトの人がやったり、それなりの職責、地位の高い人がやったり、今もそうですね。というようなことを急ぐことはないか

ら、これを素晴らしいアイデアにして、皆さんがおっしゃったことも18条をフォローするルールにしてもらったほうがいいと思います。

最後に、参加率が非常に低い。これだけの先生がおられる中で。ということは意識がないんですよ。これを整理していただければすばらしいメニューができてフォローアップできると思います。

以上です。

桑原：ありがとうございました。最後にこれまでになかった論点のいわゆる震災もあって、非常にご関心の高いところだろうと思います。峰崎さん、お願いします。

峰崎：マイナンバーという名前は我々が勝手につけたのではなくて、正式名称は非常に長い名前になるから、国民の皆さん方に覚えてもらいやすい番号にするのにどうしたらいいでしょうかねという公募をして、それを選定委員会もかなり若い女性の方々とか、そういう人たちが入ってマイナンバーという名称を決めました。経過はそういうことでございます。

それから防災なんですけれども、これは後でまた篠原さんから補強してもらいたいと思うんですが、実は私は仙台に例の3・11の東日本大震災以降に出向きました。奥山さんという仙台市長さんにお会いいたしまして、奥山仙台市長さんは、やっぱりこういうときにマイナンバーがあればやっぱりすごく役に立つはずだとおっしゃった。そこで、どういうことで役に立つんでしょうかねということ、先ほどここに記載をしてあることもそうなんです、一番強調されていたのが、被災して来られた方々が仙台市にたくさん来たと。そのときに、警察に行け、あるいは住民窓口に行け、どこに行けというふうに次々たらい回しにされて、本当に被災をした人たちがやはりああいうふうに窓口を次々やられるというのはいかなものかねということも特に強調されていましたし、医療情報なんかとか、これはよく言われているように、飲んでる薬がよく分からない人も出てきたんですね。そういったことなんかも指摘されていました。

東北地方が一番最後になっているのはなぜなんだというご質問については、この流れで言うと、千葉が一番最後ですけれども、それはむしろ各県で我々が去年の5月からやり始めたシンポジウムも、やはり我々がこういうことで出向いて行くことによって各県や自治体の皆さん方にかなりお手数をおかけするから、安定した後に行こう、こういうことで後

ろのほうにしました。しかし、東北地方を軽視しているわけではありませので、山形とか秋田とか青森とか、この側のところは先に出向いて行って、関連する被災者の情報などについても、実はお聞きしたということでございます。

それから、最後に参加率が低いというのは、冒頭申し上げましたように、今日は人口の割には私はこれだけの方々が集まっていたいただいて本当に感謝しているわけでありませけれども、これからも関心を持っていただくように、政府としての取り組みも強めていかなきゃいかんなと思っております。

篠原：災害の問題は非常に切実な問題でございます、おっしゃるとおりでございます。現在の制度では結構自治体の条例にこの災害関係は委ねられている部分が多うございまして、なかなか法律上に書き得ないわけでございますけれども、今、内閣府の防災部局とも熱心に話し合っております、国としてもできることは番号制度を使いまして最大限やりたいということで思っております、その点を今後とも真剣に検討してまいりたいと思っております。

桑原：ありがとうございます。予定の時間も30分過ぎてしまいました。

それでは、会場の皆さんからの後段部分のご意見とかご質問を踏まえまして、最後にパネラーの方、4人の方に、高野さんから順番に最後にお一言ずつお願いいたします。

高野：関西大学の高野です。先ほど会場の●●さんを初め、何人かの多くの方から第三者機関を、これが肝じゃないかというお話もいただきまして、私もそのとおりだと思っております、今回、社会保障・税番号制度を国として入れていこうということには何らかのメリットがあって、このメリットとともにリスクもやっぱりあるんだと、これは皆さん認識をしております、これはメリットを享受していこうじゃないか、だけれども、リスクは顕在化しないように制度設計しようよ、これの最たるものが、一番主になるものが第三者機関、監視機関、委員会になってくる、こういう制度だということだと思います。

したがいまして、まだ法案が成立をしているわけではありませませんが、法案が成立してから、これから第三者機関をどうやって設計をしていくのか、これが最も重要なことだろうと考えているところでございます。一体委員長をどういう方法で選ぶのか、委員をどういう方法でだれを選んでいくのか、その下で働く人たちをどういうふうを選んで行って、ど

ういう設計にしていくのか、こういったところがこれから私たちの我が国の情報管理をどう変えていくのかにつながっていくんじゃないかと思っておりますので、峰崎さん、それから篠原さん、ぜひ頑張ってお願ひしたいなと思うところでございます。

以上です。

桑原毅：豊永さん、お願いいたします。

豊永：最後なので、ドイツの例を少しお話ししたいと思うんですけども、ドイツでは共通番号制は憲法違反だと考えられているんですね。それはなぜかという、皆さんもご存じのとおり、やはりナチスの経験、全体主義国家の経験があるからなんです。今日は実はそういう話は出てきませんでした、実は去年和歌山でも同じくリレーシンポジウムをやったときに、前のほうにお座りになられた高齢の男性の方がやはり戦前の経験をお話しされて、その番号制、要するに監視国家とか国家の国民に対する監視が強まるのではないかという懸念を表明されておりました。

最後に、ドイツではいわゆる共通番号制が憲法違反だと言われているその根拠となっている事件の判決、マイクロセンサス事件と言うんですけども、それをちょっと引用させていただきますけれども、これによりますと、人間を国家の単なる対象、客体として扱うことは人間の尊厳と矛盾する、国が人間の全人格像を強制的に登録させ、索引を付し、あらゆる面から検索できる棚卸商品のように扱うことができる考えることは人間の尊厳と一致しないであろうと、そういうふうな判決の中で、これは1969年ですからもう40年以上前ですけども、そういうドイツの連邦憲法裁判所が述べている。そういう視点からも今回の共通番号制については考えていただけたらなと思います。

私からは以上です。

桑原：ありがとうございました。

続きまして、鈴木様、お願いします。

鈴木：このシンポジウムのお話の中で、今の状況でもできるんじゃないかというような話がありましたけれども、特に民主党政権になって、児童手当をやめて子ども手当をしたと。児童手当の場合は所得が把握できるからサラリーマンに対しては支給できると。企業

側も負担して地方も負担できると。しかし、子ども手当の場合は全員に支給せざるを得なかったわけですね。しかも一律で全員に配るといようなことをしたと。実のところは、本当はピンポイントで子育て支援をしてほしいといようなところに、所得が把握できれば、苦しい家計のところに出すことができたわけですね。

私は研究所にいたときにちょうど政権交代があって、アンケート調査もやったわけですね。それで、やはり所得の高い人というのは子育て支援に回っていないというのは明らかになっていると。ですから、政府の財政の機能、いわゆる3大機能、最近は4大機能と言いますけれども、1つに所得、資産の再分配があって、最近言われるようなことは、現在世代と将来世代の利害調整といようなこともあって、やはり将来の人と今と、あと老年の人たち、その中でやはり利害調整を政府はやらないとだめだと、支え合いだということ、峰崎さんは言われていたんですけれども、その支え合いをうまくできるような仕組み、やはり困っている人にうまく給付が行くと、社会保障の機能を充実させる、質の向上といようなことを考えると、やはり番号制度といようなものが必要だと思っんですね。

ですから、税に関する所得データはあるわけなんですけれども、それは税を納めているような人たちにとってのデータであって、むしろ税を納めることができないような所得の人たちにとってのデータといようなものがやはり所得の把握としては必要なのではないかなと思っっています。

ですから、今後社会保障の給付が非常に拡大するといことはもうわかっているわけですから、そのことにとってもやはり質の向上が重要になってきますので、マイナンバー制度といものは導入して充実させてほしいなと思っっております。当然コストとベネフィットの問題はあると思っますけれども。

桑原：ありがとうございました。

次、松田様、お願いいたします。

松田：税理士の松田でございます。今日のシンポジウムでいろんなお話を聞きまして、特に利用分野については、我々税理士会としましては、まず税のところと社会保障のうち現金給付と、そういう提案をさせていただいたわけですが、ただ、税の分野も現行の支払調書のところといことでございます。ですから、資産の把握とか、例えば現金預金の残高が幾らであるとか、そこまでも把握しちゃうと、もう何も我々はお仕事がないと

いうところもございますし、当然国民、国家の社会であるといったところで、今後、この税務についてはどこまで利用分野を変えていくのかというところは非常に我々も懸念しているところでございます。でないと、本当に先ほど私がお伝えしたように、税務署が、あなたの税金は幾らだから、これをいつまでに支払いなさい、そういうことになってしまったりするわけでございますので、やはり申告納税制度を守っていただきたいというところが国家社会の面から税理士会としてお話ししたいところでございます。

以上でございます。

桑原：ありがとうございました。

では、峰崎さん。

峰崎：ありがとうございます。今日は社会保障をピンポイントで行うという課題、というように先ほど申し上げました。先月だったと思いますが、佐賀県に行ったときに、地デジに移行するときに、去年の7月24日までに全員移行させるために、どこに入っているか入っていないかということが本当に苦労して、まさに多くの方が1軒1軒訪ねたりしながらしてようやく地デジ移行が完了したという話を聞いて、本当に1人1人の低所得者であるか、あるいはそういうことができないで困っている人だとか、そういうことをつかむのがいかに大変かということをおっしゃっていました。何らかの形でこういう番号制度が活用できてそういうものが実現できればいいな、そういうことを痛切に感じています。

桑原：ありがとうございます。

最後、篠原様、お願いします。

篠原：本日のシンポジウムで非常に多角的な観点からのご意見をいただきまして、ありがとうございました。私もこれを持ち帰りまして、政策としてどういうふうに生かしていくか、今後とも真剣に検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

桑原：ありがとうございました。会場の皆様、本日はお休みの中、長時間おつき合いいただきまして、本当にありがとうございました。また、いろんな面から質問、発言、積極的にいただきました。この問題は非常に見えにくいというか、物を作るといっても、制度で

すので見えにくい問題です。先ほどご指摘もありましたように、PR不足なり語られていないということもあります。皆様方は、今日お帰りになった以降は、商店街の店先で、またご家庭で職場でこの話題が出たときには必ず一口かんでいただいて、少しでもこの制度、みんなの話題に上って関心を持たれたまま国会で審議されるというのが一番だと思えます。

本日はどうもありがとうございました。このあたりでパネルから司会者にマイクをお返しします。

司会：皆様、お疲れさまでございました。

それでは、最後になりますが、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

#### (6) 閉会挨拶

峰崎：今日は遅くまで本当に熱心な論議、再質問も出されました。本当にありがとうございました。また、今、参事官からありましたように、非常に多角的に今日はいろんな角度から質問が出たのが特徴だと思います。そして私は現職のお医者さんから番号に対する注文が出たのを聞いたのも、実は医師会からはお話を聞いたことはありますけれども、初めてだったものですから非常に新鮮に問題提起を受けたつもりでございます。

また、PR不足を指摘される声も多うございましたので、これも持ち返ってしっかりときちんとしていかなければいけないなと思いますが、最後にやはりどうしてもこの日本の政治に対するというか、政府に対するとか、その信頼というものがないと、いろんな物事をこちらが提起してもなかなか理解をしていただけないのだろうな。ぜひその信頼を回復させるべく我々としてもしっかりと頑張っていかなきゃいかなんということを感じた次第でございます。

本当に今日はパネラーの皆さん、ありがとうございました。また、会場の皆さん、本当に最後まで熱心にご議論いただいたことを改めて感謝を申し上げて、お礼の言葉にかえませ。ありがとうございました。

司会：峰崎内閣官房参与でございました。

では、パネリスト並びにコーディネーター、ご降壇でございます。本日は本当にお疲れさまでした。皆様、大きな拍手をお送りくださいませ。

なお、本シンポジウムの模様につきましては7月下旬の京都新聞朝刊に掲載予定でございます。ご覧いただければと思います。

以上をもちまして、本日のプログラムはすべて終了とさせていただきます。今日は本当に長時間にわたりましてご参加いただき、まことにありがとうございました。

なお、最後でございますけれども、皆様、お手持ちのアンケート用紙にどうぞご協力をいただきまして、お帰り際には出口の回収箱もしくはお近くのスタッフに皆様の参加プレートとともにお返しをいただければと思います。

お忘れ物のないようにお気をつけてお帰りくださいませ。今日は本当にありがとうございました。